

あだちの特別区税

令和 4 年度実績概要

令和 5 年 9 月

区民部 課税課・納税課

目 次

I 特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
II 各税の実績	3
1 特別区民税	3
(1) 合計収納額・合計収納率の推移	3
(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較	4
(3) 納税義務者数の推移	5
(4) 課税標準額段階別納税義務者数	6
(5) 非課税者数	7
(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2 軽自動車税(種別割・環境性能割)	10
(1) 徴収実績の推移	10
(2) 調定額・収納額（種別割・現年度分）の23区比較	11
(3) 種類別決算台数の推移	12
3 特別区たばこ税・入湯税	13
(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
(3) 入湯税	13
III 収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 徴収強化の取組み	14
(1) 財産調査・差押えの強化	14

(2) 納付案内センターの活用	14
(3) 区外転出した滞納者に対する調査	14
(4) 休日相談の実施	14
(5) 口座振替の利用促進や新たな納付方法の導入	15
(6) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	15
(7) 「オール東京滞納S T O P 強化月間」の取組み	15
2 令和4年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績	15
(1) 令和4年度特別区民税・軽自動車税（種別割）滞納整理実績表	16
(2) 差押え・公売の状況	18
(3) 納付案内センターの稼働状況（区・都民税、軽自動車税実施分）	19
(4) 徴収方法別収納状況	20
(5) 口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移	21
3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果	22
(1) 検税期間	22
(2) 扶養調査	22
(3) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正	22
(4) 事業所への給与支払報告書の調査	22
(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6) 再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7) 事業所課税不明申告書調査	22
Ⅳ 資 料 編	23
1 税金の種類（国税・地方税別）	23
2 特別区税の納付について（足立区に納める税）	24
3 特別区税の税率・税額	25

(1) 特別区民税	25
(2) 軽自動車税(種別割)	25
(3) 軽自動車税(環境性能割)	27
(4) 特別区たばこ税	27
(5) 入湯税	27
4 令和4年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	28
5 税証明書発行状況	29
(1) 発行手数料別税証明書発行件数	29
(2) 発行元別税証明書発行件数	29
6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入	30
7 令和4年度「あだち広報」掲載実績	31
(1) 課税課	31
(2) 納税課	32
8 令和4年度施行の税制の改正点	33
9 課税課・納税課の組織と事務分掌	35
10 足立区内税務機関	39
巻末資料	第三次足立区滞納対策アクションプラン(特別区民税 収納率向上3年計画) 令和4年6月～令和7年5月 区民部納税課作成

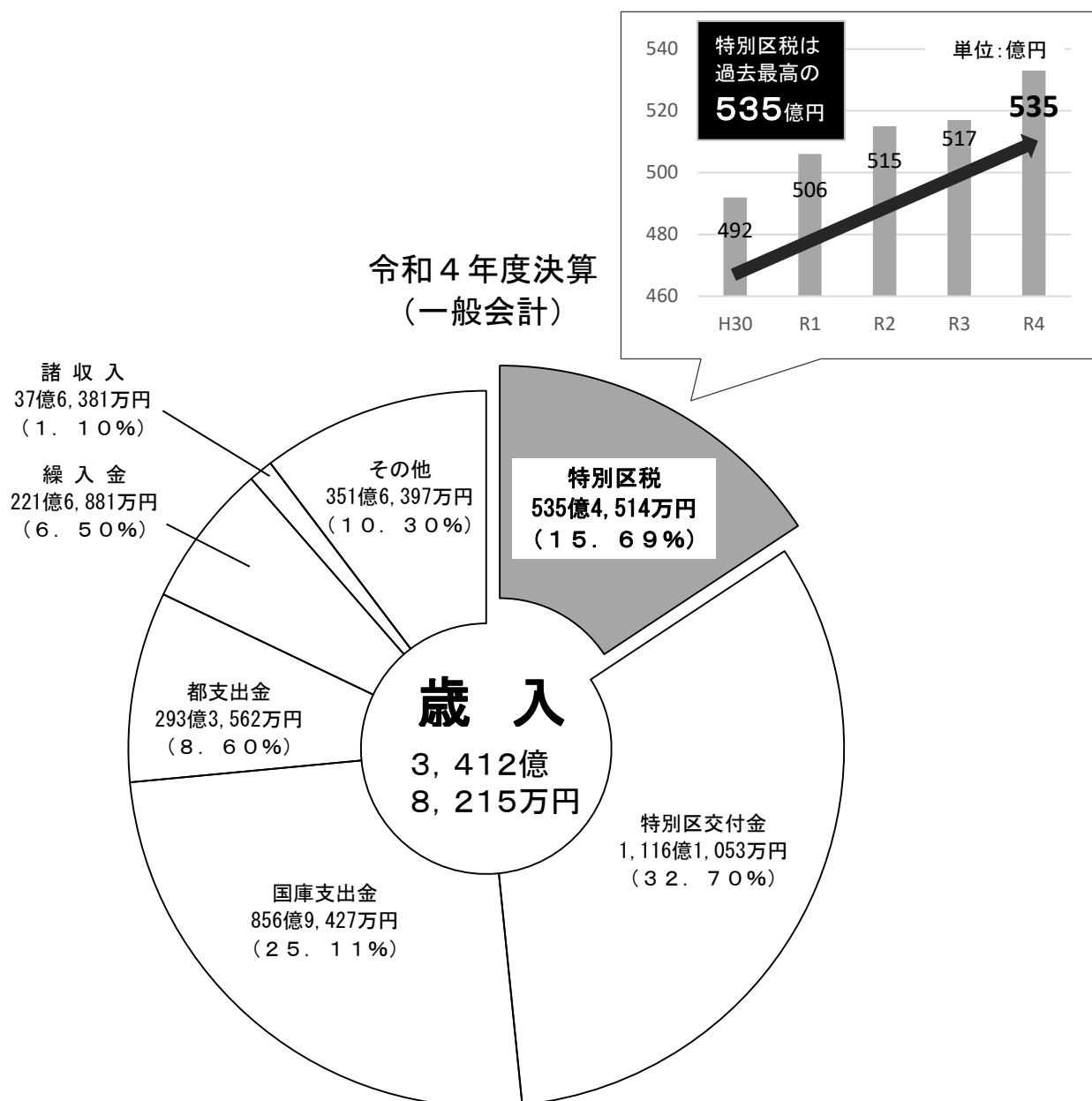
【I 特別区税の概要】

1 歳入に占める特別区税の割合

I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和4年度の足立区の収入は3,412億8,215万円となった。
そのうち特別区税の収入は535億4,514万円で過去最高となり、
約15.7%を占めている。



特別区税について、令和4年度決算額と令和3年度決算額を比較すると、
約18億7,000万円増となった(3.6%増)。

2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円，％）

区分	歳入科目	自主 財源	依存 財源	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4年度 構成比
一般財源	特別区税	○		49,217,015	50,554,585	51,515,303	51,669,587	53,545,141	15.69
	地方譲与税		○	1,012,644	1,032,964	1,051,070	1,071,872	1,096,670	0.32
	利子割交付金		○	187,246	141,790	135,897	127,495	168,414	0.05
	地方消費税交付金		○	11,657,256	11,157,381	14,057,220	15,484,700	16,392,257	4.80
	ゴルフ場利用税交付金		○	2,264	1,501	824	2,055	2,577	0.00 (0.0008)
	自動車取得税交付金		○	604,728	304,660	89	2	50	0.00 (0.0000147)
	環境性能割交付金		○	—	107,654	184,970	238,259	280,148	0.08
	地方特例交付金		○	633,872	1,705,151	757,070	716,154	744,157	0.22
	特別区（財政調整）交付金		○	110,791,773	112,850,652	99,287,029	104,235,049	111,610,532	32.70
	交通安全対策特別交付金		○	70,675	70,111	80,808	81,276	76,358	0.02
	配当割交付金		○	624,295	705,494	658,284	917,006	896,834	0.26
	株式等譲渡所得割交付金		○	510,358	435,745	768,819	1,122,331	689,397	0.20
	計			175,312,126	179,067,688	168,497,383	175,665,786	185,502,535	54.35
特定財源	分担金・負担金	○		3,815,991	3,168,511	2,120,471	2,381,093	2,288,437	0.67
	使用料・手数料	○		4,162,208	4,368,495	4,053,269	4,154,445	4,607,698	1.35
	国庫支出金		○	62,045,178	66,634,015	139,896,166	101,759,913	85,694,267	25.11
	都支出金		○	19,611,934	23,006,189	28,232,220	26,945,631	29,335,616	8.60
	財産収入	○		653,968	559,193	936,562	1,181,062	672,352	0.20
	寄付金	○		28,964	28,901	94,664	186,896	296,060	0.09
	繰入金	○		17,652,126	10,021,650	16,640,145	30,457,625	22,168,811	6.50
	繰越金	○		3,640,789	5,192,399	5,464,234	5,571,799	6,952,558	2.04
	諸収入	○		2,947,030	2,809,370	3,560,915	3,644,767	3,763,817	1.10
	特別区債		○	1,579,000	222,600	1,293,300	188,000	0	0.00
	計			116,137,188	116,011,323	202,291,946	176,471,231	155,779,616	45.65
歳入合計				291,449,314	295,079,011	370,789,329	352,137,017	341,282,151	100.00

（注）一般財源と特定財源の違いは、その使途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

合計	自主財源	82,118,091	76,703,104	84,385,563	99,247,274	94,294,874	27.63
	依存財源	209,331,223	218,375,907	286,403,766	252,889,743	246,987,277	72.37

（注）自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

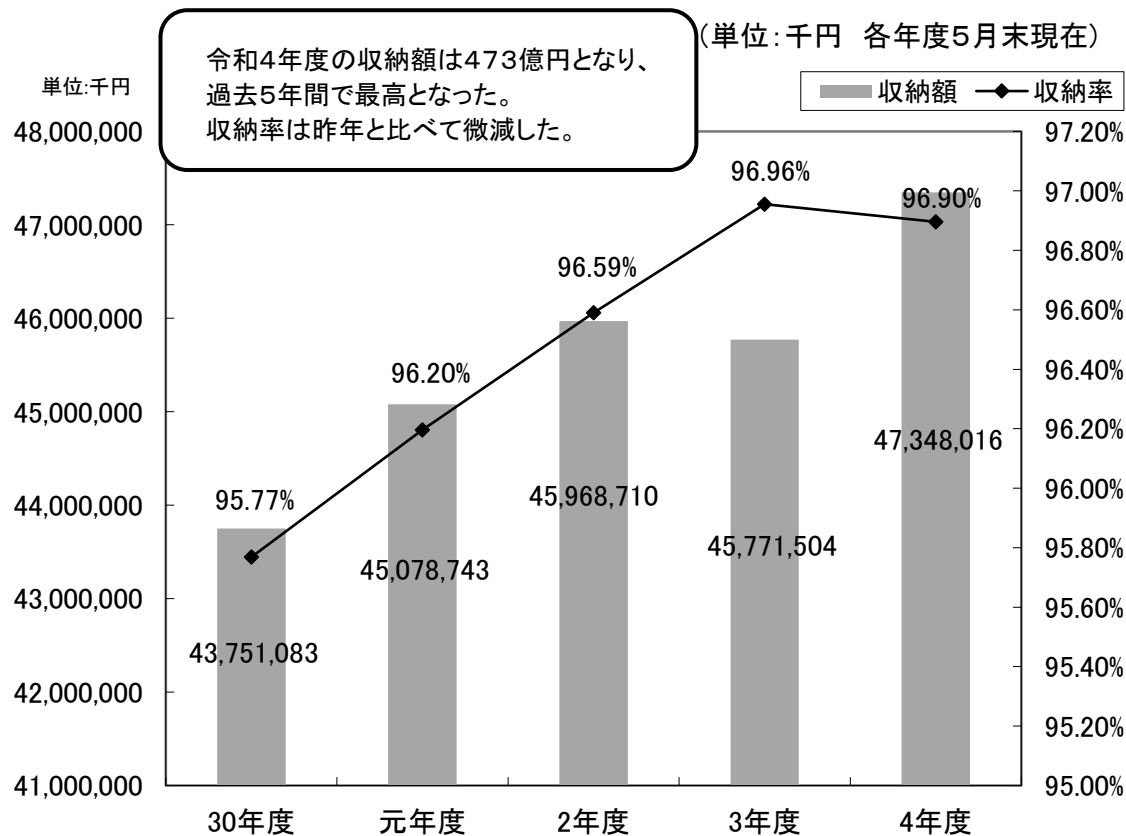
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移



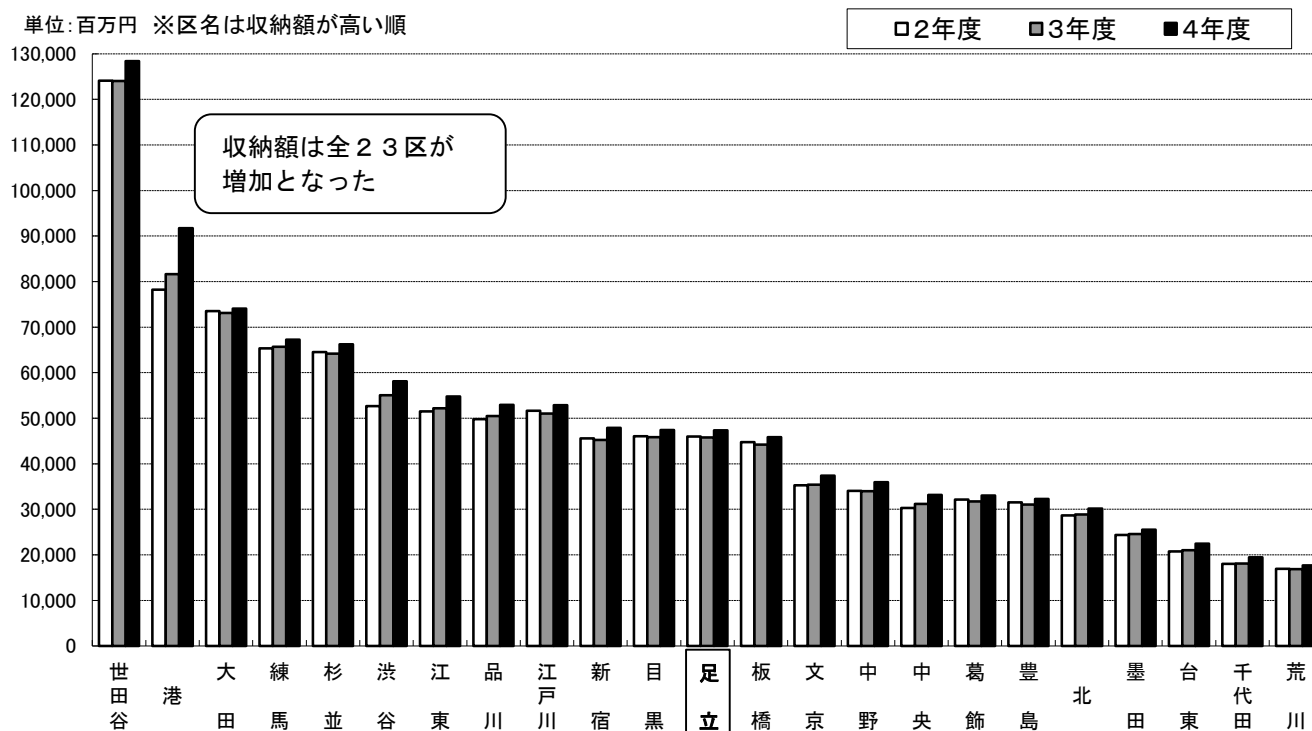
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
30	現年課税分	43,885,209	42,954,187	97.88%
	滞納繰越分	1,799,121	796,896	44.29%
	合計	45,684,330	43,751,083	95.77%
元	現年課税分	45,256,108	44,370,237	98.04%
	滞納繰越分	1,605,091	708,506	44.14%
	合計	46,861,199	45,078,743	96.20%
2	現年課税分	46,245,169	45,397,305	98.17%
	滞納繰越分	1,346,131	571,405	42.45%
	合計	47,591,300	45,968,710	96.59%
3	現年課税分	45,883,927	45,180,133	98.47%
	滞納繰越分	1,324,954	591,371	44.63%
	合計	47,208,881	45,771,504	96.96%
4	現年課税分	47,633,133	46,815,723	98.28%
	滞納繰越分	1,231,775	532,293	43.21%
	合計	48,864,908	47,348,016	96.90%
4年度－3年度(合計比)		1,656,027	1,576,512	-0.06P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位: 千円, %)

区名	2年度			3年度			4年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
世田谷	127,396,027	124,122,387	97.43	126,748,819	124,048,902	97.87	131,167,615	128,425,342	97.91
港	80,882,201	78,252,981	96.75	83,881,443	81,655,622	97.35	94,386,689	91,743,905	97.20
大田	74,478,867	73,548,865	98.75	73,937,365	73,121,718	98.90	74,884,906	74,063,629	98.90
練馬	66,770,367	65,369,250	97.90	66,906,642	65,699,702	98.20	68,250,192	67,226,939	98.50
杉並	66,581,170	64,515,371	96.90	66,109,865	64,216,302	97.14	68,186,882	66,214,291	97.11
渋谷	53,768,018	52,656,094	97.93	56,209,693	55,051,138	97.94	59,945,638	58,118,150	96.95
江東	52,307,700	51,526,975	98.51	52,873,303	52,165,682	98.66	55,503,473	54,762,884	98.67
品川	50,375,710	49,799,497	98.86	50,908,683	50,461,363	99.12	53,379,157	52,947,687	99.19
江戸川	52,071,928	51,643,531	99.18	51,390,117	51,013,368	99.27	53,332,712	52,882,127	99.16
新宿	47,122,212	45,553,835	96.67	46,526,720	45,242,935	97.24	49,171,983	47,884,601	97.38
目黒	47,057,585	46,016,241	97.79	46,691,361	45,835,903	98.17	48,186,535	47,439,604	98.45
足立	47,591,300	45,968,710	96.59	47,208,881	45,771,504	96.96	48,864,908	47,348,016	96.90
板橋	45,776,306	44,721,006	97.69	45,086,022	44,203,409	98.04	46,589,194	45,816,039	98.34
文京	35,690,788	35,308,330	98.93	35,768,658	35,434,164	99.06	37,773,863	37,418,445	99.06
中野	35,277,871	34,062,857	96.56	34,988,154	33,977,756	97.11	36,889,405	35,946,915	97.45
中央	31,261,073	30,328,641	97.02	31,942,448	31,181,104	97.62	33,939,804	33,153,400	97.68
葛飾	33,559,836	32,151,568	95.80	32,992,991	31,761,378	96.27	34,158,105	33,019,111	96.67
豊島	32,550,917	31,512,879	96.81	31,856,010	31,074,072	97.55	32,966,847	32,255,705	97.84
北	29,355,401	28,693,194	97.74	29,411,264	28,835,120	98.04	30,710,247	30,152,029	98.18
墨田	24,762,746	24,357,176	98.36	24,965,914	24,593,461	98.51	25,901,366	25,508,537	98.48
台東	21,561,547	20,780,683	96.38	21,712,217	21,005,609	96.75	23,152,668	22,458,470	97.00
千代田	18,434,085	18,004,459	97.67	18,476,562	18,068,103	97.79	19,887,389	19,464,085	97.87
荒川	17,501,220	16,964,501	96.93	17,255,578	16,861,703	97.72	18,054,458	17,712,406	98.11
計	1,092,134,875	1,065,859,031	97.59	1,093,848,710	1,071,280,018	97.94	1,145,284,036	1,121,962,317	97.96

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

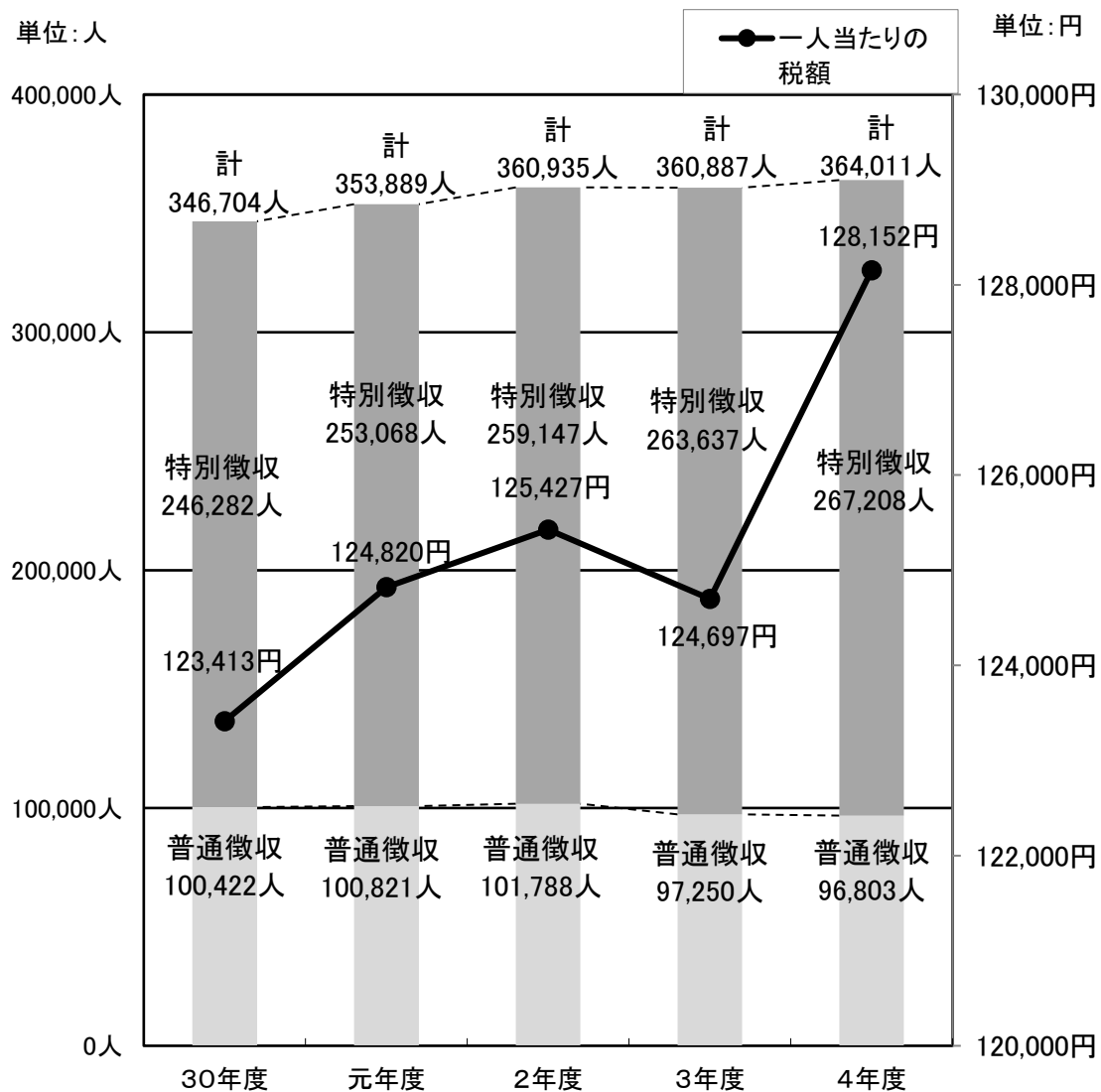
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(3) 納税義務者数の推移

納税義務者数は364,011人となり、前年比3,124人増加し、過去5年間で最高の人数となった。

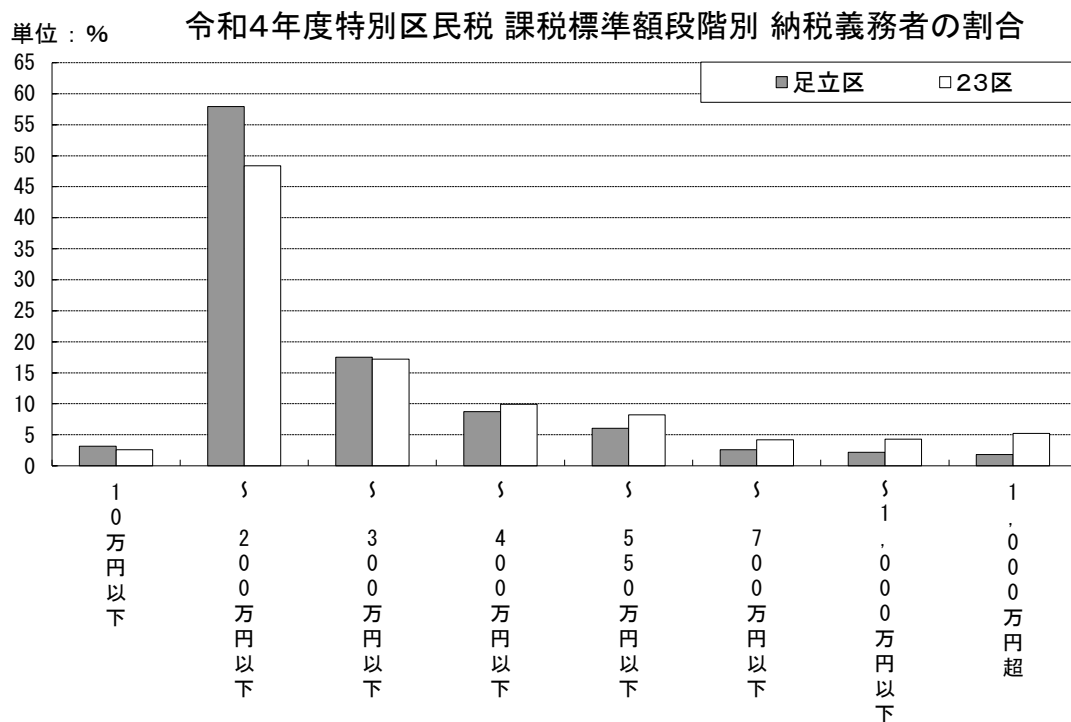
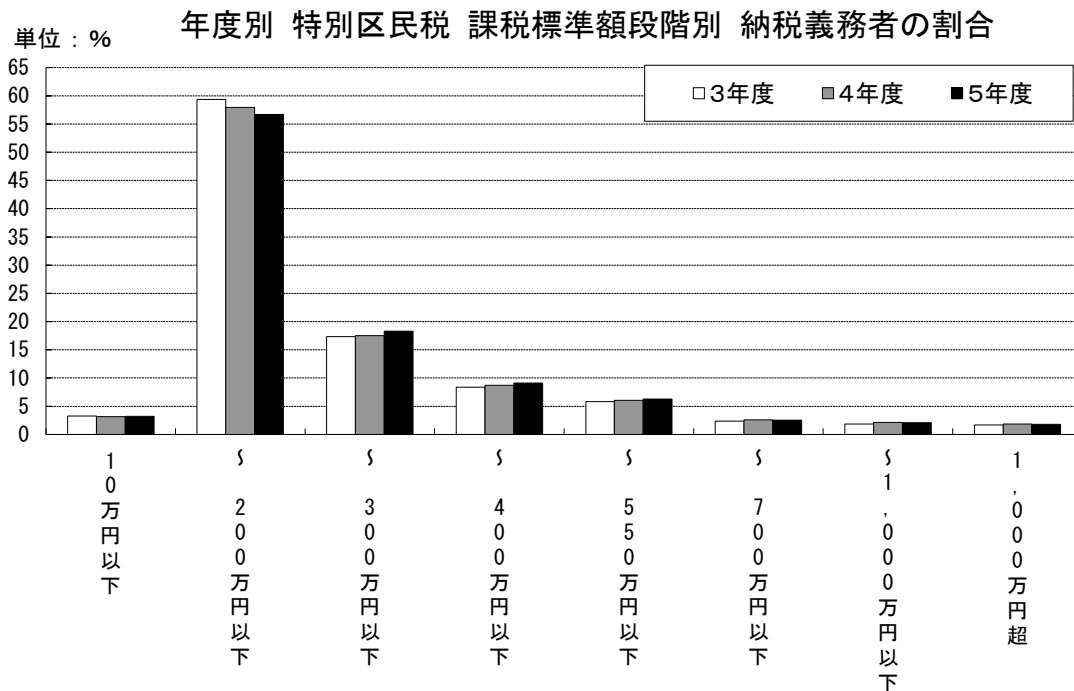
特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
納税義務者	普通徴収	100,422人	100,821人	101,788人	97,250人	96,803人
	特別徴収	246,282人	253,068人	259,147人	263,637人	267,208人
	計	346,704人	353,889人	360,935人	360,887人	364,011人
一人当たりの税額		123,413円	124,820円	125,427円	124,697円	128,152円

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数 (課税状況等の調より)



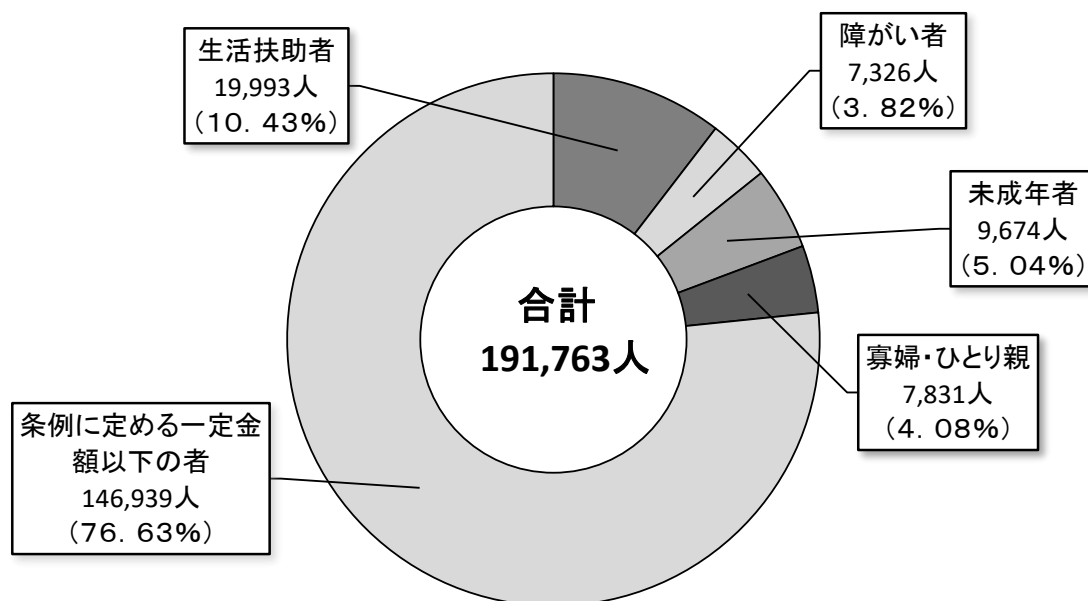
(単位：人，％)

課税標準額の段階	3年度		4年度				5年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,212	3.26	11,019	3.18	134,976	2.57	11,318	3.22
～ 200万円以下	203,837	59.34	201,043	57.94	2,543,666	48.40	199,234	56.68
～ 300万円以下	59,491	17.32	60,817	17.53	903,673	17.20	64,334	18.30
～ 400万円以下	28,676	8.35	30,222	8.71	520,162	9.90	32,040	9.12
～ 550万円以下	20,015	5.83	21,049	6.07	431,075	8.20	21,960	6.25
～ 700万円以下	8,087	2.35	8,963	2.58	219,612	4.18	8,978	2.55
～1,000万円以下	6,477	1.88	7,483	2.16	226,494	4.31	7,284	2.07
1,000万円超	5,736	1.67	6,357	1.83	275,629	5.24	6,377	1.81
計	343,531	100.00	346,953	100.00	5,255,287	100.00	351,525	100.00

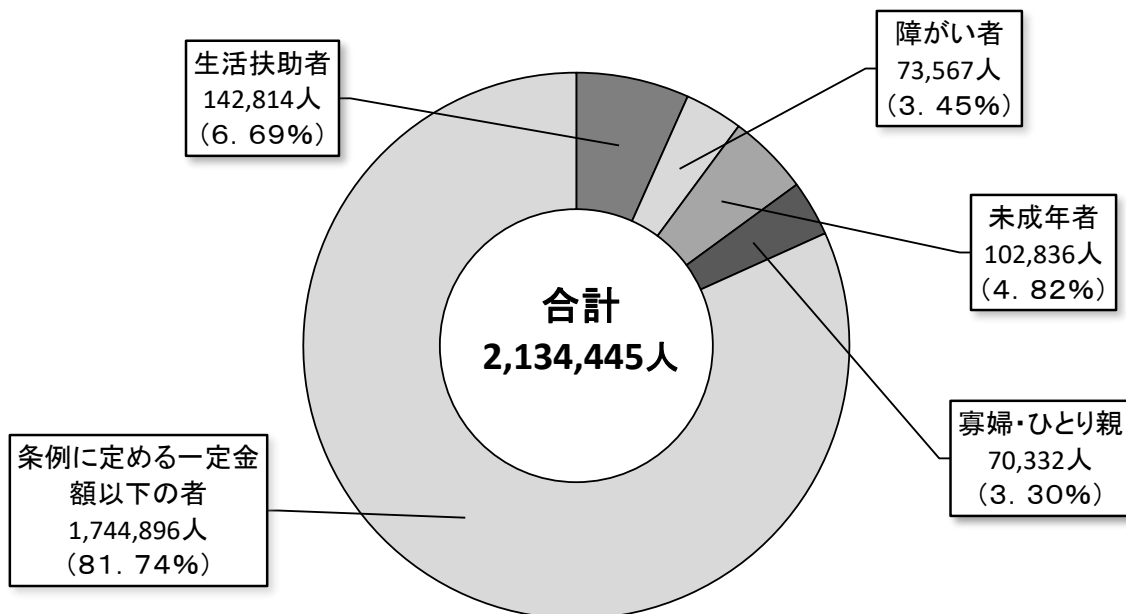
【Ⅱ 各税の実績】
1 特別区民税

(5) 非課税者数 (特別区税に関する参考資料：第5表 法第295条による非課税者に関する調より)

令和4年度非課税者区分の割合(足立区)



令和3年度非課税者区分の割合(23区)



※ 4年度の23区実績については、令和5年11月下旬頃に確定する。

【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

足立区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	30年度	20,985	10.85%	6,933	3.59%	11,121	5.75%	8,056	4.17%	146,259	75.64%	193,354
	元年度	20,717	10.76%	6,927	3.60%	11,252	5.84%	7,749	4.03%	145,892	75.77%	192,537
	2年度	20,353	10.61%	7,011	3.65%	11,639	6.06%	7,464	3.89%	145,454	75.79%	191,921
	3年度	20,060	10.44%	7,197	3.74%	10,330	5.38%	7,922	4.12%	146,640	76.32%	192,149
	4年度	19,993	10.43%	7,326	3.82%	9,674	5.04%	7,831	4.08%	146,939	76.63%	191,763

23区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	30年度	151,376	7.13%	69,799	3.29%	105,277	4.96%	79,431	3.74%	1,716,943	80.88%	2,122,826
	元年度	148,725	6.84%	70,271	3.23%	110,138	5.06%	78,846	3.62%	1,768,038	81.25%	2,176,018
	2年度	145,404	6.67%	72,698	3.34%	119,568	5.48%	78,227	3.59%	1,764,326	80.92%	2,180,223
	3年度	142,814	6.69%	73,567	3.45%	102,836	4.82%	70,332	3.30%	1,744,896	81.74%	2,134,445
	4年度	※3										

◎非課税の所得限度額は、障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で合計所得金額が135万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項及び区税条例第10条第2項の規定により、均等割を課さない者をいう。

区税条例第10条第2項では、合計所得金額が以下の計算金額以下の者に対し、均等割を非課税と定めている。

35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+(21+10)万円

◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 令和2年度までは「寡婦・寡夫」が対象。

※3 4年度の23区実績については、令和5年11月下旬頃に確定する。

3年度 非課税者数の23区比較

(単位：人、%)

区 名	非課税者数	人 口 (R3.1.1)	対人口 比率
千代田	4,762	67,216	7.08%
中 央	33,259	170,583	19.50%
港	45,999	259,036	17.76%
新 宿	83,299	345,231	24.13%
文 京	45,724	226,574	20.18%
台 東	23,667	203,647	11.62%
墨 田	30,750	275,647	11.16%
江 東	124,035	526,301	23.57%
品 川	78,723	406,404	19.37%
目 黒	53,805	281,317	19.13%
大 田	167,739	733,672	22.86%
世田谷	189,920	920,372	20.64%
渋谷	46,324	230,506	20.10%
中 野	75,529	334,632	22.57%
杉 並	109,677	573,504	19.12%
豊 島	60,299	287,300	20.99%
北	81,319	353,158	23.03%
荒 川	56,666	216,535	26.17%
板 橋	146,565	570,213	25.70%
練 馬	178,441	740,099	24.11%
足 立	192,149	691,002	27.81%
葛 飾	126,576	463,691	27.30%
江戸川	179,218	696,123	25.75%
計	2,134,445	9,572,763	22.30%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区 名	非課税者数
1	足 立	192,149
2	世田谷	189,920
3	江戸川	179,218
4	練 馬	178,441
5	大 田	167,739
6	板 橋	146,565
7	葛 飾	126,576
8	江 東	124,035
9	杉 並	109,677
10	新 宿	83,299
11	北	81,319
12	品 川	78,723
13	中 野	75,529
14	豊 島	60,299
15	荒 川	56,666
16	目 黒	53,805
17	渋谷	46,324
18	港	45,999
19	文 京	45,724
20	中 央	33,259
21	墨 田	30,750
22	台 東	23,667
23	千代田	4,762

対人口比率が高い順

順位	区 名	対人口 比率
1	足 立	27.81%
2	葛 飾	27.30%
3	荒 川	26.17%
4	江戸川	25.75%
5	板 橋	25.70%
6	新 宿	24.13%
7	練 馬	24.11%
8	江 東	23.57%
9	北	23.03%
10	大 田	22.86%
11	中 野	22.57%
12	豊 島	20.99%
13	世田谷	20.64%
14	文 京	20.18%
15	渋谷	20.10%
16	中 央	19.50%
17	品 川	19.37%
18	目 黒	19.13%
19	杉 並	19.12%
20	港	17.76%
21	台 東	11.62%
22	墨 田	11.16%
23	千代田	7.08%

【Ⅱ 各税の実績】

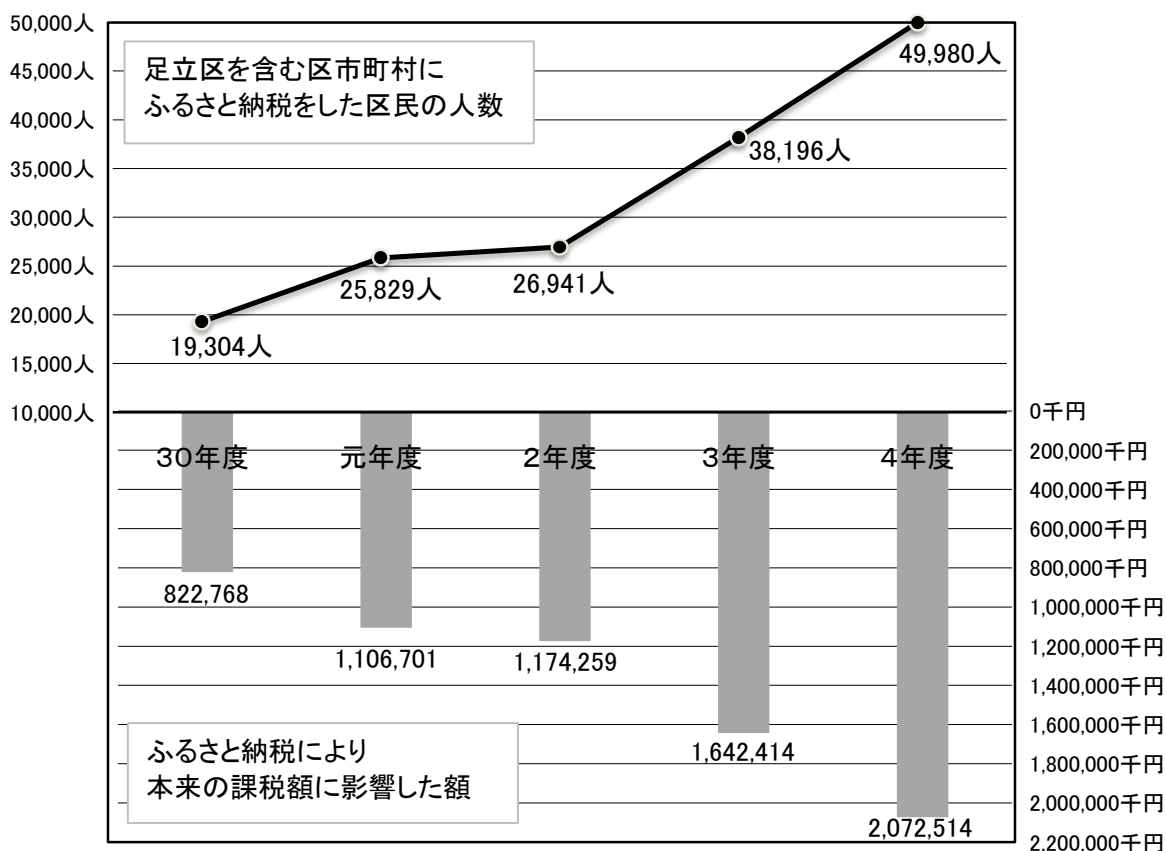
1 特別区民税

(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）

（課税状況等の調より）

令和4年度の足立区の特別区民税は、ふるさと納税により
本来の課税額と比較して約20億円のマイナスの影響を受けた

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



（単位：人，千円）

区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
ふるさと納税 （特別区民税）	寄附人数	19,304人	25,829人	26,941人	38,196人	49,980人
	控除額	822,768	1,106,701	1,174,259	1,642,414	2,072,514

【参考】あだち虹色寄附制度の実績 ※足立区への寄附額は過去5年間で最高となった

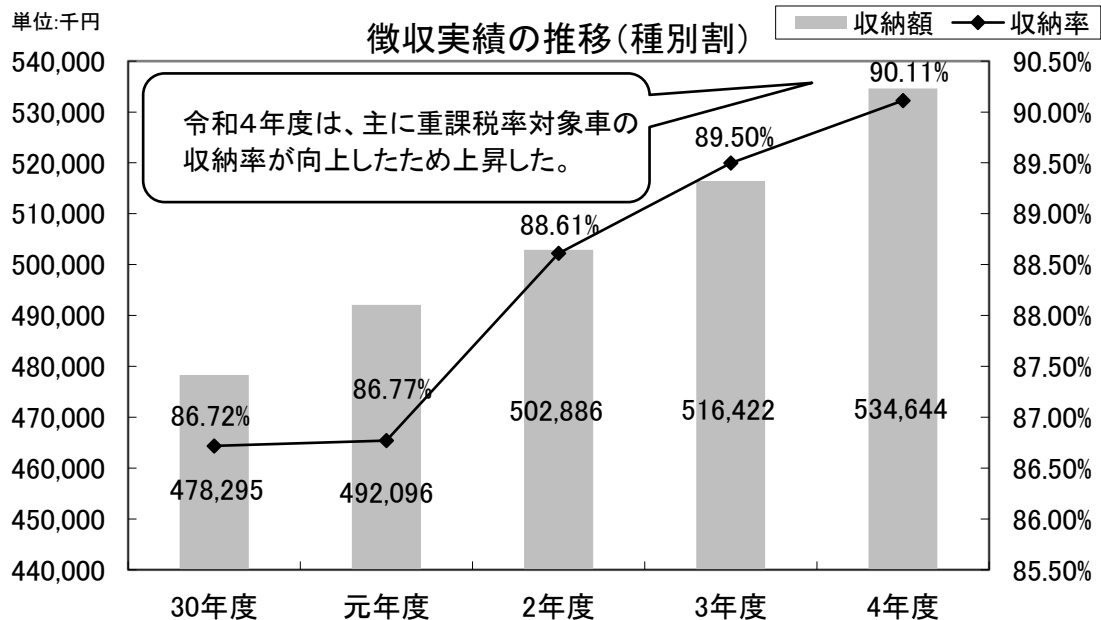
（単位：件，千円）

区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
あだち虹色 寄附制度	件数	118件	124件	749件	288件	617件
	寄附額	28,964	28,901	94,663	186,896	296,060

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(1) 徴収実績の推移

(単位:千円, % 各年度5月末現在)



※重課税率対象車両: 初度検査から13年を経過した車両(26ページを参照)

【種別割】 (単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
30	現年課税分	490,238	467,489	95.36%
	滞納繰越分	61,314	10,806	17.62%
	合計	551,552	478,295	86.72%
元	現年課税分	501,785	480,047	95.67%
	滞納繰越分	65,347	12,049	18.44%
	合計	567,132	492,096	86.77%
2	現年課税分	513,547	493,268	96.05%
	滞納繰越分	53,976	9,618	17.82%
	合計	567,523	502,886	88.61%
3	現年課税分	525,960	506,371	96.28%
	滞納繰越分	51,058	10,051	19.69%
	合計	577,018	516,422	89.50%
4	現年課税分	544,500	524,882	96.40%
	滞納繰越分	48,805	9,762	20.00%
	合計	593,305	534,644	90.11%
4年度－3年度(合計比)		16,287	18,222	0.61P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

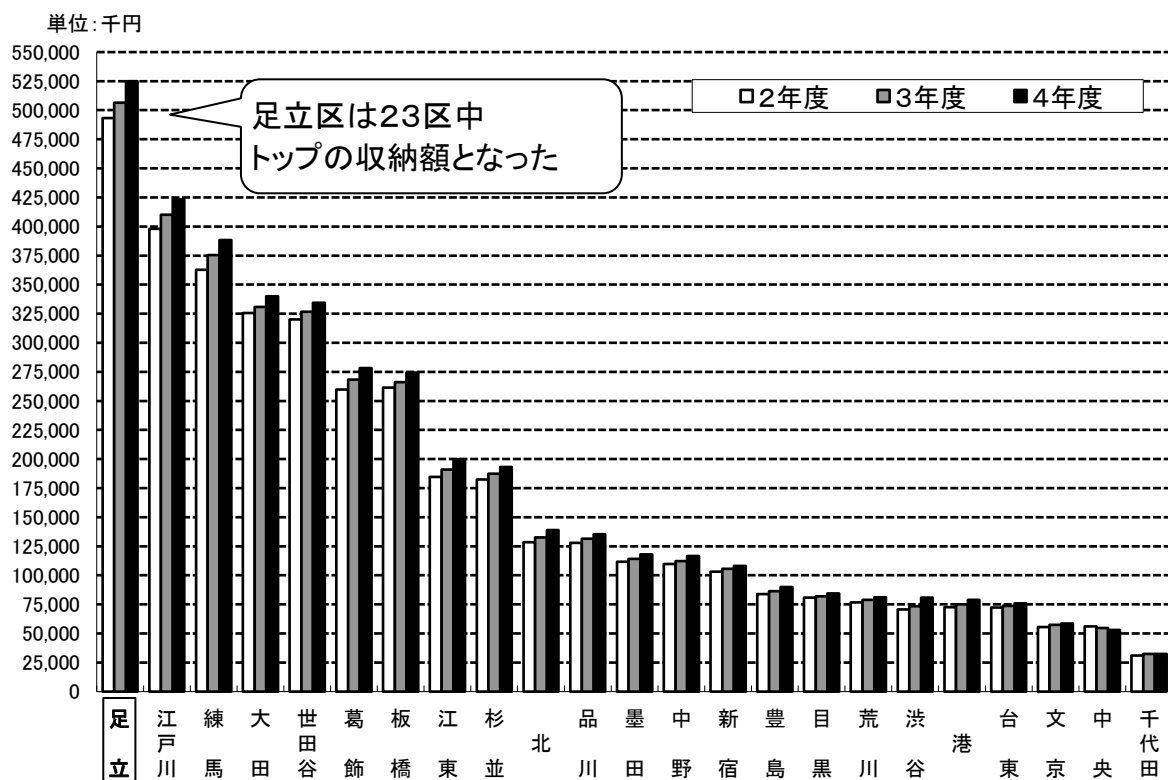
【環境性能割】 令和元年10月創設 (単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
2	現年課税分	22,814	22,814	100.00%
3	現年課税分	22,611	22,611	100.00%
4	現年課税分	35,976	35,976	100.00%

【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(2) 調定額・収納額(種別割・現年度分)の23区比較



調定額と収納額の推移(種別割・現年度分)

(単位:千円, %)

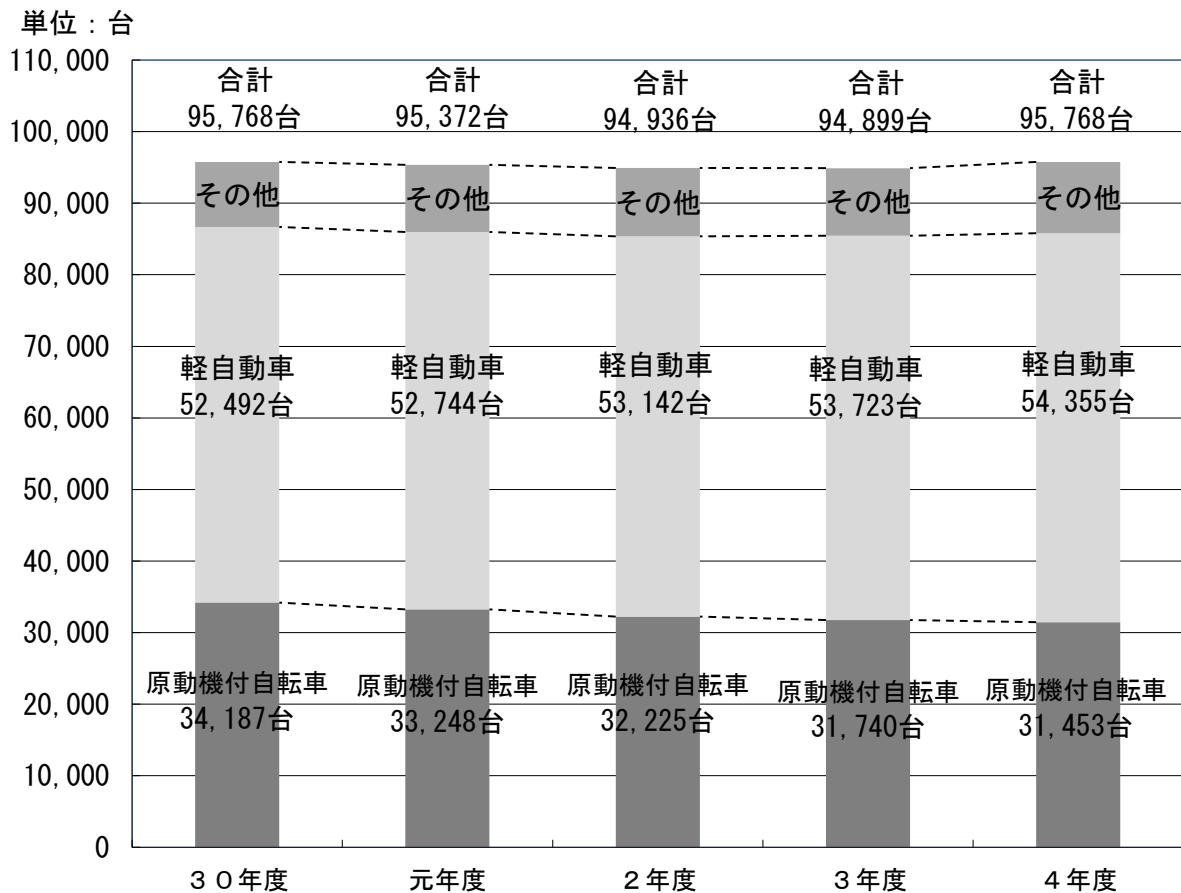
区名	2年度			3年度			4年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	513,483	493,205	96.05	525,907	506,343	96.28	544,412	524,818	96.40
江戸川	398,843	397,935	99.77	411,135	410,202	99.77	424,458	423,230	99.71
練馬	370,668	362,639	97.83	383,045	375,296	97.98	395,437	388,352	98.21
大田	329,135	325,512	98.90	335,005	330,708	98.72	343,913	339,830	98.81
世田谷	330,611	320,054	96.81	336,819	326,777	97.02	345,023	334,376	96.91
葛飾	267,879	259,675	96.94	276,110	268,239	97.15	286,513	278,308	97.14
板橋	267,250	261,418	97.82	271,508	266,231	98.06	279,730	274,379	98.09
江東	187,194	184,732	98.68	193,548	191,050	98.71	201,844	199,892	99.03
杉並	187,629	182,343	97.18	192,383	187,321	97.37	198,249	193,205	97.46
北	131,527	128,605	97.78	135,034	132,543	98.16	141,078	138,851	98.42
品川	130,079	128,001	98.40	133,385	131,406	98.52	137,102	135,319	98.70
墨田	112,546	111,694	99.24	115,235	114,127	99.04	119,223	117,927	98.91
中野	112,050	109,691	97.89	114,866	112,263	97.73	119,267	116,665	97.82
新宿	106,459	103,147	96.89	108,484	105,540	97.29	111,028	108,050	97.32
豊島	86,198	83,927	97.37	88,321	86,222	97.62	92,097	89,807	97.51
目黒	83,308	80,866	97.07	84,299	82,076	97.36	86,421	84,545	97.83
荒川	77,937	76,738	98.46	80,176	78,964	98.49	82,167	81,127	98.73
渋谷	72,755	70,750	97.24	75,225	73,429	97.61	82,862	80,928	97.67
港	75,209	72,545	96.46	77,658	75,060	96.65	81,531	78,887	96.76
台東	74,836	72,243	96.54	75,365	73,597	97.65	77,345	75,932	98.17
文京	55,943	55,470	99.15	57,613	57,347	99.54	58,685	58,516	99.71
中央	57,535	56,056	97.43	56,030	54,789	97.79	54,220	53,151	98.03
千代田	31,608	30,948	97.91	33,079	32,445	98.08	32,753	32,358	98.79
計	4,060,682	3,968,194	97.72	4,160,230	4,071,975	97.88	4,295,358	4,208,453	97.98

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は令和4年度の収納額が高い順。

(3) 種類別決算台数の推移

軽自動車税(種別割)車種別決算課税台数の推移



台数と調定額の推移(現年度分)

(単位：台、千円)

車種種別※		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
原動機付自転車	台数	34,187	33,248	32,225	31,740	31,453
	調定額	73,840	72,062	70,101	69,244	68,858
軽自動車	台数	52,492	52,744	53,142	53,723	54,355
	調定額	361,650	373,715	386,270	400,332	416,081
二輪の小型自動車	台数	7,533	7,844	8,053	7,948	8,493
	調定額	45,198	47,064	48,318	47,688	50,958
小型特殊自動車	台数	1,556	1,536	1,516	1,488	1,467
	調定額	9,037	8,912	8,794	8,643	8,515
合計	台数	95,768	95,372	94,936	94,899	95,768
	調定額	489,725	501,753	513,483	525,907	544,412

※ 車種種別について

原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪(660cc)乗用自家用等、

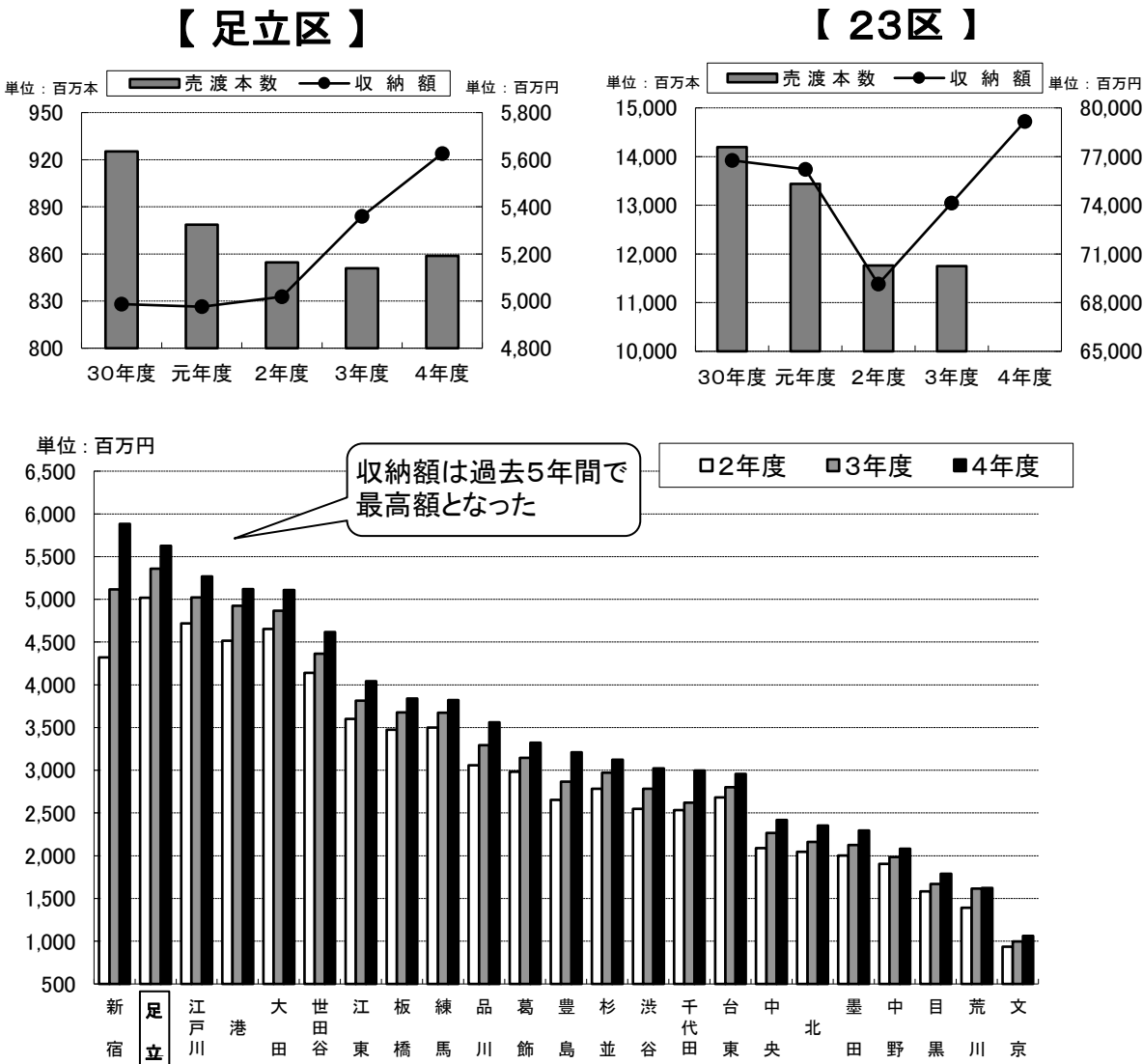
二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

【Ⅱ 各税の実績】
3 特別区たばこ税・入湯税

3 特別区たばこ税・入湯税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較 (現年度分)



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移 (現年度分)

区分	足立区				23区			
	売渡本数		収納額		売渡本数		収納額	
	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比
30年度	925,158	99.16%	4,987,637	103.12%	14,192,593	95.60%	76,764,183	99.26%
元年度	878,685	94.98%	4,975,949	99.77%	13,436,560	94.67%	76,219,332	99.29%
2年度	854,574	97.26%	5,018,040	100.85%	11,760,524	87.53%	69,140,727	90.71%
3年度	850,816	99.56%	5,358,987	106.79%	11,751,135	99.92%	74,136,685	107.23%
4年度	858,731	100.93%	5,626,406	104.99%			79,157,574	106.77%

(注1) 4年度の23区売渡本数は、令和5年11月下旬頃確定。

(注2) 収納額は手持品課税分を含む。

(3) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光に要する費用にあてるための目的税である。

足立区では、令和2年度に初めて入湯税の申告があり、2,851千円の収納があった。現在は、区内に課税対象となる温泉施設(入湯料金が1,200円超)がないため、令和4年度の課税実績はなかった。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課では税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するため、様々な収納率・収納額の向上対策を進めている。

令和4年度からは「第三次足立区滞納対策アクションプラン」に基づき、課題である現年分収納率のさらなる向上を目指し、現年分滞納への早期着手や納期内納付の定着対策に重点的に取り組んでいる。

下記（１）から（７）の施策の実施により、令和4年度の現年分・滞納繰越分を合わせた区民税の状況は、収納率が前年度から0.06P減少したものの、収納額は約16億円の増収となった。

（１）財産調査・差押えの強化

滞納者の財産調査を早期から行い、収納率向上に直結する、換価性の高い預貯金等の債権を中心に差押えを実施した。令和4年12月には金融機関への預貯金等の照会をオンライン上で実施できるシステムを導入し、財産調査業務のスピードアップと実施件数の増を図った。この結果、文書による照会では回答受領に平均2～3か月を要していた財産調査業務が、オンラインによる照会では最短で翌日には回答を受領できるようになり、その後の処理に早期に着手することが可能となった。

【令和4年度実績】 ※カッコ内は前年度比 ※金額はいずれも都民税相当分を含む。

- ・財産調査実施件数 約14万2千件（6千件増）
（うちオンラインによる照会件数 約2万3千件 ※令和4年12月開始）
- ・差押件数 2,369件（62件増） 差押時滞納額 約6億円（7千万円増）
- ・差押後納付額 約3億円（1億1千円増）

（２）納付案内センターの活用

業務委託による納付案内センターを活用し、主に初期の滞納者を対象として、電話、文書差置き、SMS（ショート・メッセージ・サービス／令和4年8月開始）による納付勧奨を行った。

令和4年度勧奨後納付額 約3億円（前年度比 9千万円増）

※区・都民税、軽自動車税実施分

（３）区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、業務委託による現況等の調査を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分等を実施した。

- ・区外転出滞納者数 約3,500人（令和4年度当初時点の普通徴収分）
- ・令和4年度調査実績 200件 収納額 約322万円（前年度比 305万円減）

（４）休日相談の実施

毎月、第4日曜日の休日開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。休日開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけた。

令和4年度休日相談来庁者 446人（前年度比 64人減）

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

1 徴収強化の取組み

(5) 口座振替の利用促進や新たな納付方法の導入

口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンや、区内バス路線における加入促進に関する車内放送などを実施した。

また、スマートフォン決済アプリ『PayPay』による納付（区・都民税普通徴収、軽自動車税（種別割））を令和4年4月に開始した。令和5年4月からは、新たに『d払い』、『au PAY』、『LINE Pay』、『J-Coin Pay』による納付も開始し、計5種類のアプリが利用可能となっている。

令和4年度口座振替加入者数 51,521人（前年度比 335人増）

(6) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

複線型人事制度における徴収分野の専門職員に認定された職員や、国税・都税OBである専門員が講師となり、滞納整理に関する講義や事案検討会を実施した。また、徴収技法についての指導助言も併せて行っており、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

(7) 「オール東京滞納STOP強化月間」の取組み

滞納の抑制と徴収に対する理解の促進を目的として、東京都及び都内各市区町村合同で、12月を強化月間と定めて徴収対策を集中して実施した。具体的にはあだち広報への掲載や職員による缶バッジ装着による強化月間のPR、本庁舎アトリウムでのタイヤロック見本の展示等を行った。また、特別徴収の滞納整理強化や、集中的な差押えなどの徴収対策にも取り組んだ。

2 令和4年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績

令和4年度(令和4年6月から令和5年5月まで)の収納率実績は以下のとおりである。

区分 種別		R3 ①	R4 ②	対前年度増減 (②-①)
特別区民税収納率	現年課税分	98.47%	98.28%	-0.19ポイント
	滞納繰越分	44.63%	43.21%	-1.42ポイント
	計	96.96%	96.90%	-0.06ポイント
軽自動車税（種別割） 収納率	現年課税分	96.28%	96.40%	+0.12ポイント
	滞納繰越分	19.69%	20.00%	+0.31ポイント
	計	89.50%	90.11%	+0.61ポイント

(1) 令和4年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和5年5月末現在

【特別区民税】

(単位:千円, %)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			12,953,919	34,452,650	226,564	47,633,133	1,231,775	48,864,908
収 納 額 B			12,349,286	34,299,441	166,996	46,815,723	532,293	47,348,016
収 納 率 B/A			95.33%	99.56%	73.71%	98.28%	43.21%	96.90%
還 付 未 済 額 C			4,594	14,639	84	19,317	1,235	20,552
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	5,292	8	786	6,086	168,552	174,638
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	—	15,710	15,710
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	—	7,400	7,400
		時効(5年)	—	—	—	—	3,328	3,328
	小計 D		5,292	8	786	6,086	194,990	201,076
	執行停止額	4年度停止分	10,294	8	713	11,015	66,946	77,961
		3年度以前からの停止分	—	—	—	—	210,098	210,098
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		83,151	2,697	3,312	89,160	49,391	138,551
	差押え・参加差押え等		12,327	67	1,165	13,559	21,496	35,055
	小計 E		105,772	2,772	5,190	113,734	347,931	461,665
	計 F			111,064	2,780	5,976	119,820	542,921
未 収 納 額 G A-B+C-D			603,935	167,840	58,866	830,641	505,727	1,336,368
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			493,569	150,429	53,592	697,590	156,561	854,151
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合(B+F)/A			96.19%	99.56%	76.35%	98.54%	87.29%	98.25%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】
2 令和4年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

令和5年5月末現在

【軽自動車税(種別割)】

(単位:千円, %)

			現 年 分			滞納繰越分	合 計
			現年度	過年度	小 計		
調 定 額 A			544,412	88	544,500	48,805	593,305
収 納 額 B			524,818	64	524,882	9,762	534,644
収 納 率 B/A			96.40%	72.73%	96.40%	20.00%	90.11%
還 付 未 済 額 C			300	0	300	23	323
滞納整理状況	不納欠損額	即時欠損	1,725	0	1,725	8,637	10,362
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	553	553
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	1,218	1,218
		時効(5年)	—	—	—	1,693	1,693
	小計 D		1,725	0	1,725	12,101	13,826
	執行停止額	4年度停止分	505	0	505	1,761	2,266
		3年度以前からの停止分	—	—	—	2,473	2,473
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		640	0	640	320	960
	差押え・参加差押え等		108	0	108	88	196
	小計 E		1,253	0	1,253	4,642	5,895
計 F			2,978	0	2,978	16,743	19,721
未 収 納 額 G A-B+C-D			18,169	24	18,193	26,965	45,158
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			16,616	24	16,640	22,300	38,940
調定額に対する収納 及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.95%	72.73%	96.94%	54.31%	93.44%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照。

(2) 差押え・公売の状況

【差押え】

(単位:千円, 件)

	債 権		不動産等		合 計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
30年度	728,451	2,312	43,069	73	771,520	2,385
元年度	644,482	2,484	29,979	53	674,462	2,537
2年度	278,462	886	9,661	10	288,123	896
3年度	481,449	2,272	46,480	35	527,928	2,307
4年度	552,413	2,341	49,788	28	602,200	2,369

(各年度5月末現在)

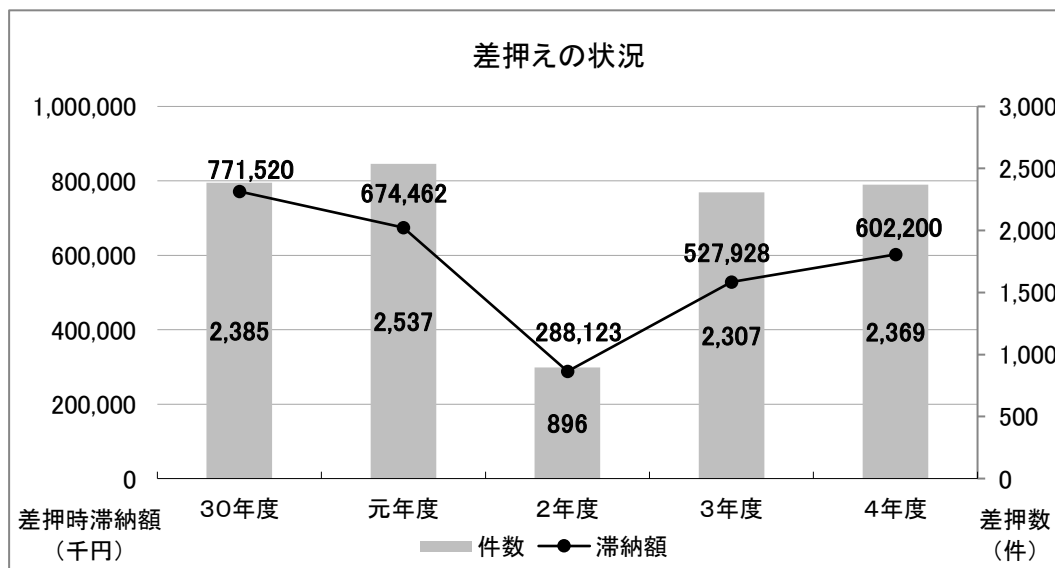
差押えは地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。
また、公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。平成30年度以降、換価に適した案件がないため実施していない。

(注1) 本表の金額は差押時の滞納額で、都民税相当分を含む。

(注2) 本表の件数とは、滞納者に対して差押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押え、参加差押え(すでに差し押さえられているものに対する後からの差押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押え(債権等)が含まれている。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。



(3) 納付案内センターの稼働状況(区・都民税、軽自動車税実施分)

(単位:日, 件, %, 千円)

ア 電話勧奨

	実施日数	勧奨件数 A	接触数 B	接触率 B/A	納付件数	納付額
30年度	137日	57,754	11,419	19.8%	5,335	188,773
元年度	146日	66,905	12,314	18.4%	5,701	203,904
2年度	109日	32,324	7,845	24.3%	3,921	125,236
3年度	174日	45,555	10,122	22.2%	4,730	210,636
4年度	148日	47,571	9,545	20.1%	5,124	260,752

イ 文書差置き

	実施日数	勧奨件数 A	文書差置き数 B	差置き率 B/A	自主 納付件数	納付額
30年度	42日	1,512	677	44.8%	122	10,916
元年度	37日	1,666	759	45.6%	196	12,242
2年度	6日	435	95	21.8%	9	589
3年度	28日	777	258	33.2%	56	2,901
4年度	55日	2,256	717	31.8%	131	6,193

ウ SMS(ショート・メッセージ・サービス)

	実施日数	送信件数 A	反応数 B	反応率 B/A	納付件数	納付額
4年度	38日	1,737	183	10.5%	747	34,376

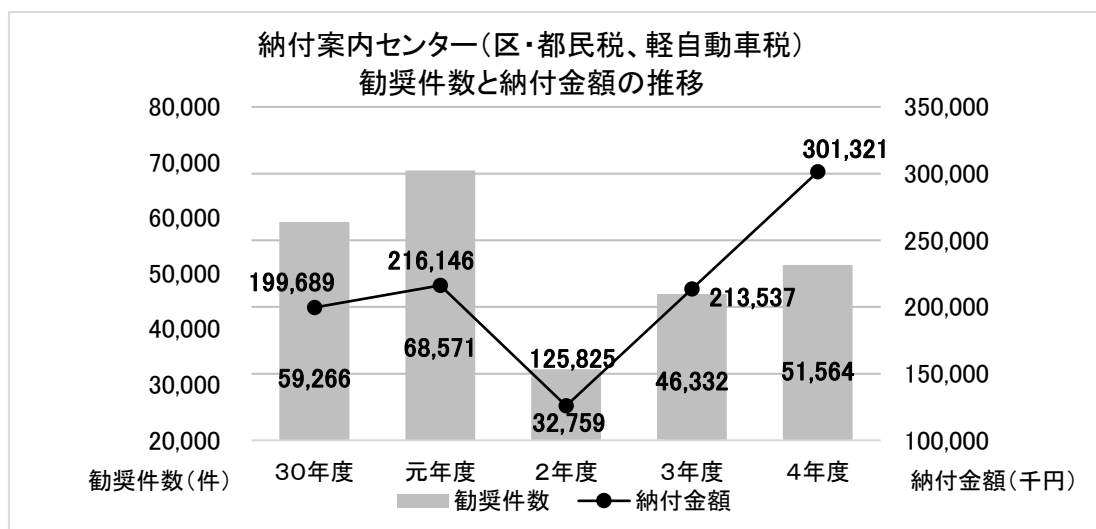
納付案内センターは、平成25年4月に開設。10債権の納付勧奨業務を委託している。

(注1) 4月1日から翌年3月31日までの実績である。

(注2) 実施日数は、特別区民税・都民税、軽自動車税のそれぞれの延べ日数である。

(注3) SMSによる勧奨は令和4年8月に開始した。

(注4) SMSの納付額には、送信後の反応はなかったがその後に納付が確認された金額も含んでいる。



(4) 徴収方法別収納状況

【特別区民税・都民税(普通徴収)】

(単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	4,421	1.13%	259,035	1.19%
区民事務所窓口	4,920	1.26%	254,595	1.17%
金融機関等窓口	56,889	14.58%	5,675,207	26.16%
口座振替	73,164	18.75%	6,292,550	29.01%
コンビニエンスストア	204,506	52.40%	5,942,125	27.39%
ATM	10,439	2.67%	1,104,079	5.09%
インターネット・モバイルバンキング	14,082	3.61%	1,157,145	5.33%
クレジット	6,054	1.55%	351,390	1.62%
電子マネー	14,249	3.65%	497,561	2.29%
小 計	388,724	99.61%	21,533,687	99.26%
差押えによる取立金等	1,538	0.39%	159,981	0.74%
合 計	390,262	100.00%	21,693,668	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、令和4年6月から令和5年5月までの数値である。

(注2) 収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 電子マネーは「PayPay」「d払い」「au PAY」「LINE Pay」「J-Coin Pay」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】

(単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	2,203	2.35%	12,561	2.34%
区民事務所窓口	1,224	1.30%	8,249	1.54%
金融機関等窓口	20,287	21.63%	124,817	23.29%
口座振替	—	—	—	—
コンビニエンスストア	58,839	62.72%	329,856	61.54%
ATM	1,354	1.44%	8,073	1.51%
インターネット・モバイルバンキング	3,262	3.48%	18,429	3.44%
クレジット	1,494	1.59%	9,009	1.68%
電子マネー	4,514	4.81%	22,779	4.25%
小 計	93,177	99.33%	533,773	99.58%
差押えによる取立金等	633	0.67%	2,231	0.42%
合 計	93,810	100.00%	536,004	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和4年5月から令和5年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみの集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 電子マネーは「PayPay」「d払い」「au PAY」「LINE Pay」「J-Coin Pay」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注6) 収納額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】
2 令和4年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収)収納額等の推移

(単位:千円, 件, 人, %)

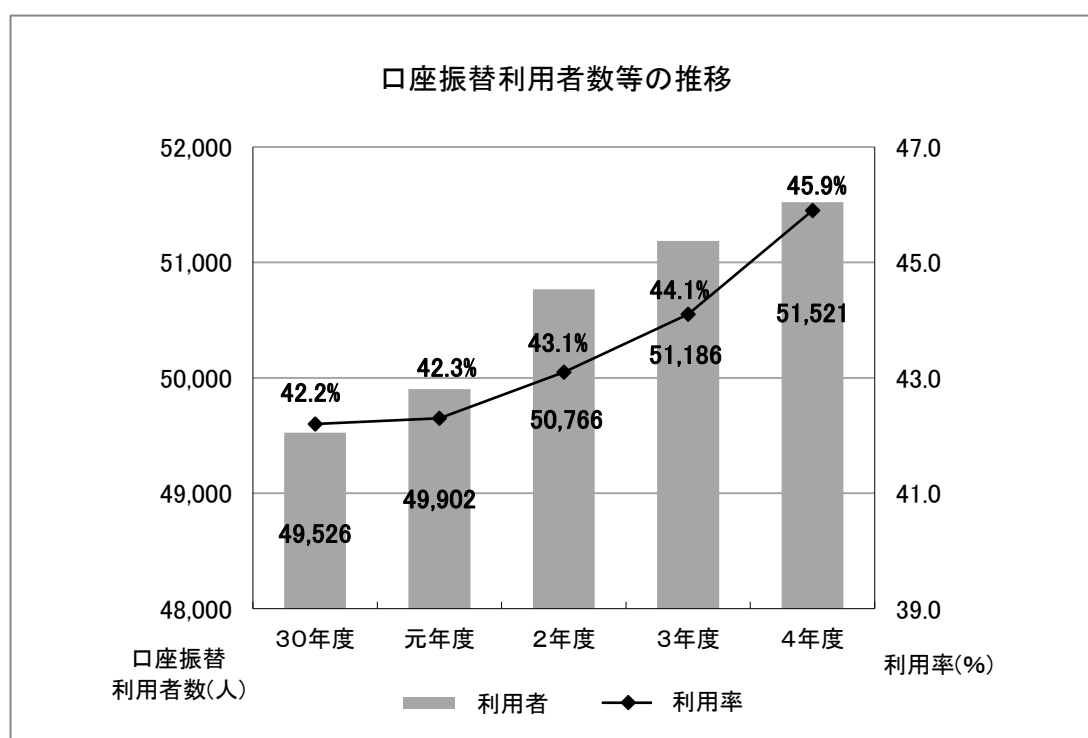
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
30年度	11,036,098	77,810	3,598,715	32.6%	49,526	2,615	2,293	42.2
元年度	11,388,696	76,405	3,719,954	32.7%	49,902	2,655	2,279	42.3
2年度	11,396,956	77,035	3,578,070	31.4%	50,766	3,170	2,306	43.1
3年度	11,286,424	75,643	3,576,554	31.7%	51,186	2,815	2,395	44.1
4年度	12,349,286	73,164	3,790,720	30.7%	51,521	2,461	2,126	45.9

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税のみの金額である。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果

(1) 検税期間：令和4年7月11日(月)～12月9日(金)

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額 ※
20,641件	新規課税	858件	105,327,200円
	更正	996件	
	非課税	3,084件	

※ 本来賦課すべき正しい税額として決定した額。新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(7)のとおりである。

(2) 扶養調査

所得超 (所得が48万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (令和3年12月31日以前に離婚)
163件	249件	11件
更正事由		
未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (令和2年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
2件	10件	46件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	15,137,600円
63件	49件	83件	286件	

(注) 481件の税額更正により15,137,600円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	51,800,200円
265件	175件	83件	

(4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
324件	24,960,100円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
20件	2,316,000円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

(6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
340件	10,283,300円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施

(7) 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
166件	830,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

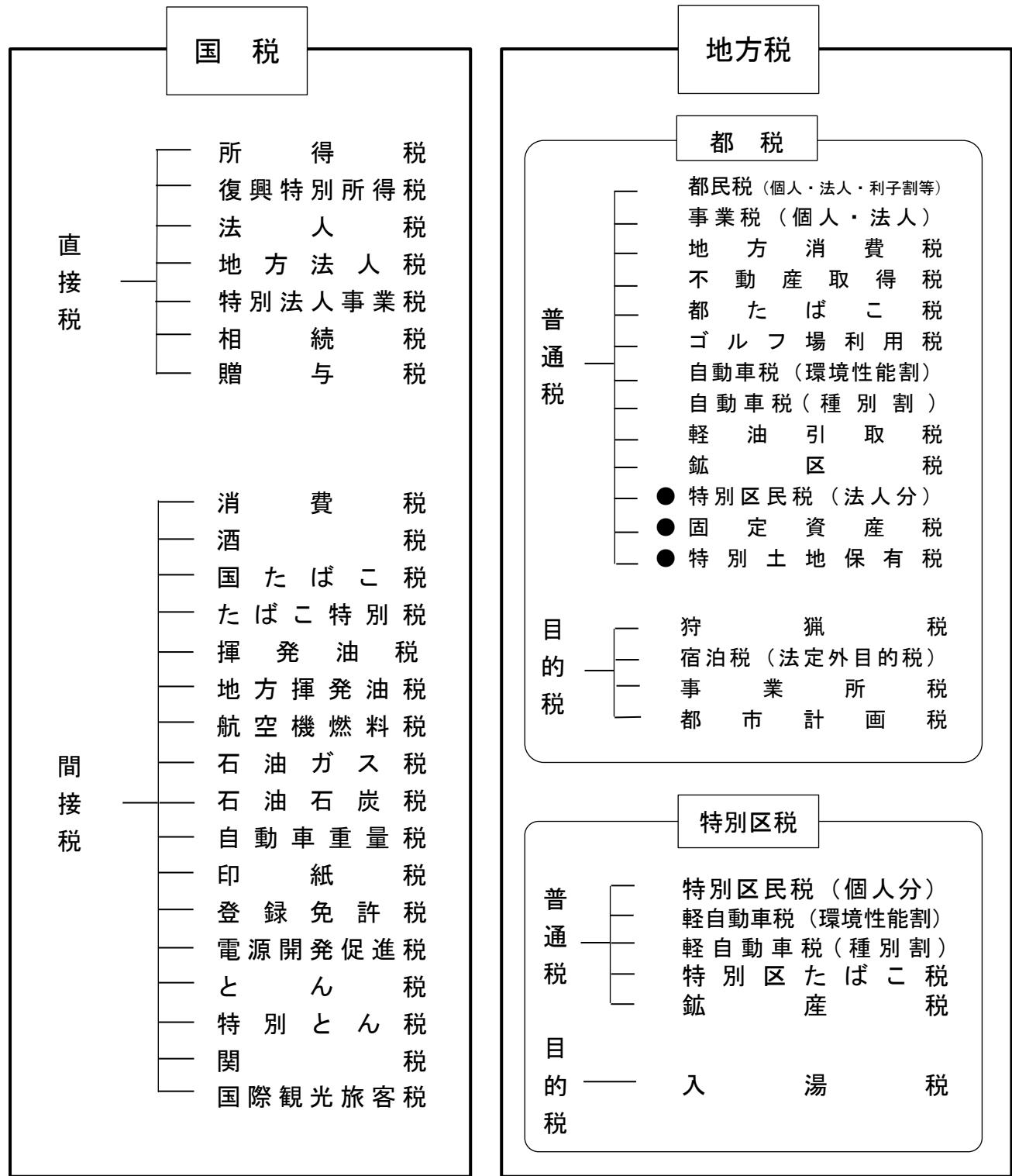
【Ⅳ 資料編】

1 税金の種類

Ⅳ 資料編

1 税金の種類（国税・地方税別）

（令和5年4月1日現在）



※●印は23区内では都税として課税し、その内55.1%相当が特別区財政調整交付金として区の歳入となる。

※鉦産税・入湯税は令和5年4月1日現在、足立区での課税実績はない。

（注）・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金

・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金

・普通税…一般的な財源に充てられる税金 ・目的税…特定の用途のみに充てられる税金

2 特別区税の納付について（足立区に納める税）

	納税義務者	課税対象	課税標準	納付方法・納期限
特別区民税	- 区内に住所がある者 - 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない者（均等割のみ）	左に同じ	前年中の所得金額	【普通徴収】 区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付し、年4回で納付する。 （納期限）6月、8月、10月、翌年1月の末日 【給与からの特別徴収】 給与支払者（会社等）が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する。 （納期限）徴収月の翌月10日 【公的年金からの特別徴収】 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する。 （納期限）徴収月の翌月10日
軽自動車税	（種別割） 原動機付自転車や軽自動車等を所有する者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 （納期限）5月末日
	（環境性能割） 三輪以上の軽自動車を取得した者	三輪以上の軽自動車の取得	三輪以上の軽自動車の通常取得価額	新規検査・移転登録の届出時に納付する。 ※当分の間は東京都が賦課徴収
特別区たばこ税	- 製造たばこの製造者 - 特定販売業者 - 卸売販売業者	区内で売り渡した製造たばこ	区内で売り渡した製造たばこの本数	卸売販売業者等が前月分を毎月末日までに申告納付する。 （納期限）売渡月の翌月末日
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客数	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、とりまとめて納付する。 （納期限）入湯客数集計月の翌月末日

（注）納期限として定める日が土・日・祝日の場合はその次の平日が納期限となる。

【Ⅳ 資料編】

3 特別区税の税率・税額

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない。

※2 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、特別区民税・都民税の均等割を500円ずつ増額する。

(2) 軽自動車税（種別割）

ア 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc以下	2, 0 0 0 円
	5 0 cc超 9 0 cc以下	
	9 0 cc超 1 2 5 cc以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	そ の 他	5, 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc超 2 5 0 cc以下	3, 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc超	6, 0 0 0 円

(注) 上記の税額は平成28年度から適用。

イ 三輪及び四輪以上

車 種 区 分				旧税率	重課税率	新税率			
				平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査を受けた車両	初度検査から 13 年を経過した車両 ※ 1	平成 27 年 4 月 1 日以後に初度検査を受けた車両			
							軽課税率(グリーン化特例)		
							初度検査が令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の車両 ※ 2		
							①	②	③
軽自動車	三 輪			3, 100 円	4, 600 円	3, 900 円	1, 000 円	2, 000 円	3, 000 円
	四輪以上	乗用	自家用	7, 200 円	12, 900 円	10, 800 円	2, 700 円		
			営業用	5, 500 円	8, 200 円	6, 900 円	1, 800 円	3, 500 円	5, 200 円
		貨物用	自家用	4, 000 円	6, 000 円	5, 000 円	1, 300 円		
			営業用	3, 000 円	4, 500 円	3, 800 円	1, 000 円		

※ 1 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の 12 月」を経過年数の起算点とする。

重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※ 2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①	概ね 75%の軽課対象車：電気自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制窒素酸化物 10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合しているもの）
②	概ね 50%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む）「乗用の営業用」のみ適用 平成 17 年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているもののうち、令和 2 年度燃費基準達成及び令和 12 年度燃費基準 90%達成車 →令和 7 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
③	概ね 25%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む）「乗用の営業用」のみ適用 平成 17 年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているもののうち、令和 2 年度燃費基準達成及び令和 12 年度燃費基準 70%達成車 →令和 6 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

【Ⅳ 資料編】

3 特別区税の税率・税額

(3) 軽自動車税(環境性能割)

燃 費 性 能 等		税 率	
		自家用	営業用
軽乗用	電気自動車等	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準75%達成		
	令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準60%達成	1.0%	0.5%
	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%
軽貨物	電気自動車等	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準＋25%達成		
	平成27年度燃費基準＋20%達成	1.0%	0.5%
	平成27年度燃費基準＋15%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%

(4) 特別区たばこ税

一般品の国産たばこ、外国たばこ
1,000本につき6,552円 (令和3年10月改正)

紙巻たばこ1箱の税負担等

	定価 580 円
国たばこ税：136.04円 (23.5%)	
地方たばこ税：152.44円 (26.3%) (都道府県たばこ税：21.4円、 市区町村たばこ税：131.04円)	
たばこ特別税：16.4円 (2.8%)	
消費税：52.73円 (9.1%)	

(5) 入湯税

1人1日につき150円。

ただし、12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、
および施設の利用額が1,200円以下の場合は課税されない。

4 令和4年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

(単位:千円, %)

区 分	30年度	構成比	元年度	構成比	2年度	構成比	3年度	構成比	4年度	構成比
給 与 費	817,043	62.10%	826,515	62.09%	838,914	64.32%	854,017	63.66%	857,474	63.40%
賦課徴収費	498,682	37.90%	504,561	37.91%	465,299	35.68%	487,586	36.34%	495,031	36.60%
合 計	1,315,725	100.00%	1,331,076	100.00%	1,304,213	100.00%	1,341,603	100.00%	1,352,505	100.00%

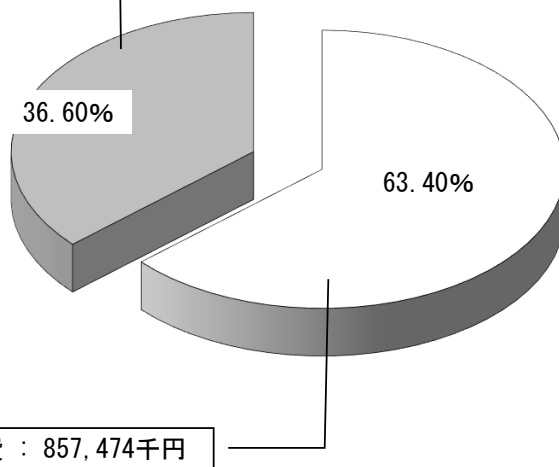
<給与費>

課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費
※会計年度任用職員の報酬は含まない

<賦課徴収費>

臨時職員の賃金、納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等

賦課徴収費：495,031千円



□給 与 費

□賦課徴収費



合計：1,352,505千円

◎ 特別区税決算額（53,545,141千円）に占める徴税費の割合

$$\frac{1,352,505 \text{ 千円}}{53,545,141 \text{ 千円}} = 0.025 \Rightarrow \underline{2.5 \%}$$

特別区税1,000円につき25円の経費

(単位:千円, %)

	特別区税決算額	徴税費	決算額に占める 徴税費の割合
30年度	49,217,015	1,315,725	2.7%
元年度	50,554,585	1,331,076	2.6%
2年度	51,515,303	1,304,213	2.5%
3年度	51,669,587	1,341,603	2.6%
4年度	53,545,141	1,352,505	2.5%

5 税証明書発行状況

(1) 発行手数料別税証明書発行件数

(単位：件、%)

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
30年度	167,484	88.90	146,851	13,772	46	752	7	6,056
元年度	157,127	93.82	135,479	15,060	50	555	6	5,977
2年度	137,264	87.36	116,199	14,721	61	470	5	5,808
3年度	141,495	103.08	116,361	15,148	43	3,679	263	6,001
4年度	144,029	101.79	114,758	17,443	67	5,757	424	5,580

(注1) 無料の課税証明書・納税証明書は、生活保護受給者または中国在留邦人等からの申請。

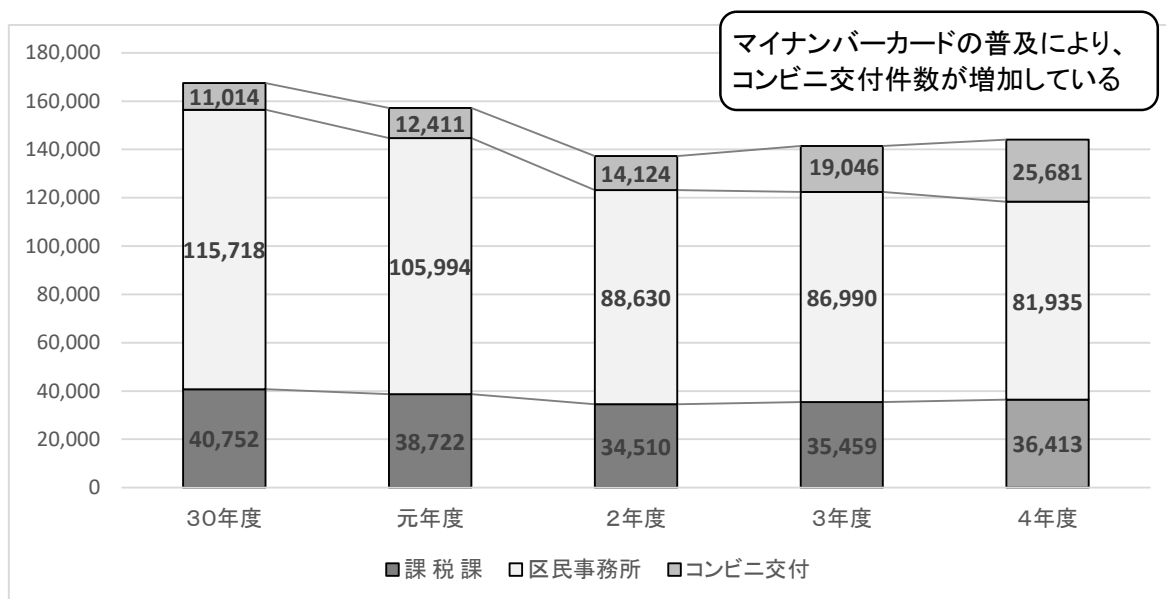
(注2) 軽自動車税の証明書は、継続検査(車検)用が無料で、一般(その他)用は有料。

(注3) 令和3年7月より、新型コロナウイルス対策緊急融資等の手続きに使用する税証明書の交付手数料を無料としている(コンビニ交付分を除く)。

(2) 発行元別税証明書発行件数

(単位：件、%)

区 分	発 行 件 数		課 税 課		区民事務所		コンビニ交付	
		前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比
30年度	167,484	88.90	40,752	92.18	115,718	86.35	11,014	108.19
元年度	157,127	93.82	38,722	95.02	105,994	91.60	12,411	112.68
2年度	137,264	87.36	34,510	89.12	88,630	83.62	14,124	113.80
3年度	141,495	103.08	35,459	102.75	86,990	98.15	19,046	134.85
4年度	144,029	101.79	36,413	102.69	81,935	94.19	25,681	134.84



6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概 要>

特別区民税・都民税納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目 的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和4年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和4年10月11日から10月31日まで

募集媒体：あだち広報 令和4年10月10日号

令和4年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格（縦×横）	最低金額	件数	掲載金額
1	普通 徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別 徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5× 16	150,000 円	1	150,000 円
4		税額通知等送付用封筒 1/2 面下	9.5× 16	150,000 円	0	0 円
5	軽自動 車 税	納付書用封筒 1/2 面左	7 × 8	100,000 円	1	121,000 円
6		納付書用封筒 1/2 面右	7 × 8	100,000 円	1	100,000 円
合 計				960,000 円	5/6 件	831,000 円

【Ⅳ 資料編】

7 令和4年度「あだち広報」掲載実績

7 令和4年度「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
5月10日	個人住民税の特別徴収にご協力を！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所	課税第一～四係
5月10日	4年度 課税証明書を発行開始	令和4年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～四係
5月10日	軽自動車税の減免申請手続きは5月30日（月）まで	軽自動車税の減免申請手続きについて	全区民	軽自動車税係
6月10日	4年度の納税通知書と納付書を送付しました	普通徴収の特別区民税・都民税納税通知書発送の案内 ※「公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）」はこちらに関連して掲載	全区民	課税第一～四係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）	公的年金からの特別徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
8月25日	インボイス制度説明会 申し込み受け付け中	インボイス制度説明会の案内	事業所	課税第一～四係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
9月25日	課税事務（臨時職員）募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第一係
10月10日	納税通知書等送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶 務 係
10月25日	各種事務のデジタル化に伴い年末調整説明会は行っていません	年末調整等説明会の実施はしないことの案内	事業所	課税第二係
11月10日	住民税の決定に必要な給与支払報告書の提出はお早めに！	eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用案内 5年1月から足立区での指定番号が変更	事業所	課税第一～四係
12月25日	税理士による令和4年分の無料申告相談は、事前申し込みが必要です	税理士による令和4年分の無料申告相談の事前申し込み案内	事業所	課税第一係

1月25日	税の申告が始まります。申告は郵送・e-Taxで！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～四係
3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車の税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	全区民	軽自動車税係

(2) 納税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
6月10日	納税通知書と納付書をお送りしました	Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン、公的年金受給者等の特別徴収制度の案内、徴収の取組に関する紹介	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税の第2期納期限は8月31日（枠外記事）	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税の第3期納期限は10月31日（枠外記事）	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
11月25日	12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です（枠外記事）	納税の公平性確保を目指して、東京都と市区町村が連携し、徴収対策強化月間として取り組んでいることのPR	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？特別区民税・都民税（住民税）	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替の勧奨	納税者	納税計画係
2月25日	特別区民税・都民税（住民税）納め忘れはありませんか？	催告書発送のお知らせ	納税者	納税計画係
3月25日	税・保険料は簡単に納付できます	Pay-easyでの納付の案内、新たなスマホ決済アプリ（4種類）での納付開始のお知らせ	納税者	納税計画係

8 令和4年度施行の税制の改正点

(1) 住宅借入金等特別税額控除の拡充

住宅の取得等で特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日～令和4年12月31日までの間にその者の居住用に供した場合は、控除期間を3年間延長する特例を適用できることとする。

※ 特別特例取得とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

ア 居住用家屋の新築

令和2年10月1日～令和3年9月30日までの期間

イ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等

令和2年12月1日～令和3年11月30日までの期間

(2) セルフメディケーション税制における取組関係書類の不要化

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（以下、「取組関係書類」という。）については、確定申告書への添付又は提示を不要とする。この場合、税務署長は確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができるものとし、当該求めがあった時は、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならない。

※ 医薬品購入費の明細書には、その取り組みに関する事項を記載しなければならない。

(3) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

申告手続きの簡素化の観点から、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る付記事項を追加することとした。

(4) 寄附金税額控除（ふるさと納税分）の申告に対する手続きの簡素化

ふるさと納税に対する寄附金控除を申告する場合は、地方自治体が発行する「寄附金の受領書」を添付することとされていたが、令和4年度の申告から地方自治体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者（特定事業者）が発行する年間の寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」でもよいこととされた。

(5) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとする。

※ 上記の改正は、令和4年度分以後の個人住民税について適用する。

- (6) 個人住民税における寄附金税額控除に係る申告特例申請書、申告特例申請事項変更届出書及び申告特例通知書について、「性別」の記載を不要とする。

※ 上記の改正は、令和4年4月1日以後に行われた寄附について提出される申告特例申請書等について適用する。

- (7) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。

- (8) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。

- (9) 給与支払報告書等の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外する。

【IV 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和5年4月1日現在）

[課 税 課]

課税課職員数 92人（常勤67人、非常勤25人）

区民部長

課税課長

庶務係 10人（常勤9人、債権管理・滞納整理専門員1人）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
 - （1）部内の調整管理
 - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税計画係 6人（常勤5人、課税事務補佐員1人）

- 1 特別区民税及び個人都民税業務の全体調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 4 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の税制改正に関すること。
- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第一係 20人（常勤18人、課税事務補佐員2人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税及び個人都民税の証明事務の統括に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の個人情報保護の統括に関すること。

- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第二係 24人（常勤11人、課税事務補佐員6人、事務補助職員7人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税及び個人都民税の給与所得に係る特別徴収の統括に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第三係 16人（常勤16人）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システムの保守及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

システム標準化担当係長 3人（常勤3人）

- 1 税務システムの標準システム移行の統括に関すること。

軽自動車税係 11人（常勤3人、課税事務補佐員6人、事務補助職員2人）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。
- 3 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 4 税務システムの標準システム移行に関すること。

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

[納 税 課]

納税課職員数 89人（常勤52人、非常勤37人）

納税課長

納税計画係 17人（常勤6人、徴収事務補佐員6人、事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

納税システム担当係長 3人（常勤3人）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。
- 3 納税・収納システムの標準システム移行に関すること。

滞納整理第一係 15人（常勤10人、再任用短時間1人、滞納整理専門員2人、

特別整理専門員2人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係 19人（常勤12人、再任用短時間1人、滞納整理専門員4人、

特別整理専門員1人、事務補助職員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。

- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第一係 10人（常勤7人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人）

- 1 特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分、交付要求及び不納欠損に関すること。
- 2 前号の滞納者で軽自動車税を滞納しているものに対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 4 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第二係 11人（常勤5人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員5人）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 4 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 5 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 6 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 13人（常勤8人、再任用短時間1人、事務補助職員4人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区 民 部 課 税 課 ・ 納 税 課	中央本町 1－17－1	3 8 8 0－5 1 1 1
足 立 税 務 署	千住旭町 4－2 1	3 8 7 0－8 9 1 1
西 新 井 税 務 署	栗原 3－1 0－1 6	3 8 4 0－1 1 1 1
足 立 都 税 事 務 所	西新井栄町 2－8－1 5	5 8 8 8－6 2 1 1

巻末資料

第三次足立区滞納対策アクションプラン

(特別区民税収納率向上3年計画)

令和4年6月～令和7年5月

区民部納税課

令和 4 年 2 月

第三次足立区滞納対策アクションプラン
(特別区民税収納率向上 3 年計画)

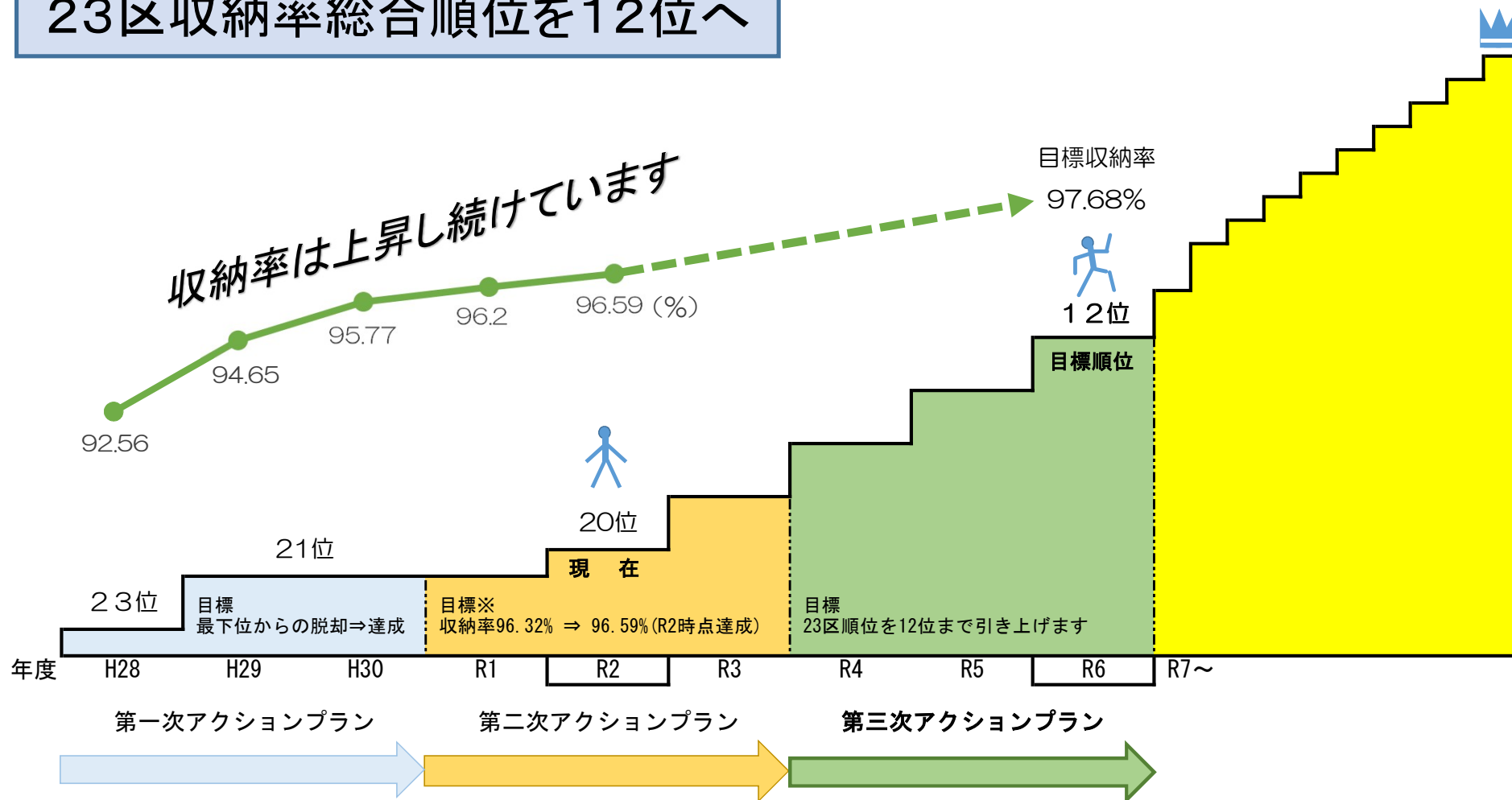
令和 4 年 6 月～令和 7 年 5 月

足立区区民部納税課

足立区は、23区の階段を駆け上がります！

(注) 数値は、令和2年度決算ベースで推定

23区収納率総合順位を12位へ



1 これまでの評価と課題

- 平成 28 年 6 月策定の「足立区滞納対策アクションプラン」、令和元年 6 月策定の「第二次足立区滞納対策アクションプラン」により、収納率総合順位 23 区最下位を脱却し、令和 3 年 5 月末現在の総合順位は 20 位（収納率 96.59%：目標達成率 100.28%）、滞納繰越分に関しては 12 位と、改善を図ってきました。
- 課題は収納率が 22 位と低迷している現年分対策です。財産調査を早期に実施し、差押え、執行停止などの滞納整理を進め、現年分の滞納未済額の圧縮に努めます。

2 基本方針と目標

（1）第三次足立区滞納対策アクションプラン基本方針

- ア 「滞納者を納税者に！」「納税は期限内に！」を合言葉に、滞納者個々の実情に応じた適切な滞納対策と「滞納を許さない足立区」を目指し、適正公平に公権力を行使します。
- イ 期限内納付のため、わかりやすい情報発信を推進します。
- ウ 区民の利便性向上のため、納付しやすい環境を整備します。
- エ 内部事務の効率化、人材の育成を図ります。

（2）第三次足立区滞納対策アクションプラン目標

- ア 令和 7 年 5 月末の総合順位を現在の 23 区中 20 位から 12 位まで引き上げます。
- イ 現年分の収納額を 2 億 8 千万円増加させ、現年分順位も 12 位を目指します。
- ウ 滞納繰越分は現在の収納率（42.45%）を維持し、滞納繰越分順位 12 位を維持します。

基本方針と主な取り組み内容等

基本方針	主な取り組み内容	年間活動目標	成果目標
1 「滞納者を納税者に！」 「納税は期限内に！」を合言葉に、滞納者個々の実情に応じた適切な滞納対策と「滞納を許さない足立区」を目指し、適正公平に公権力を行使します。	① 現年課税分については、督促状発送後、給与照会等の財産調査を早期に実施し、現年分の滞納未済額を圧縮します。 ② 滞納繰越分については、徹底した財産調査を行い、換価性の高い債権である給与、預貯金等を積極的に差し押さえるほか、搜索等を実施します。 ③ 無財産者や生活窮迫者については、積極的に執行停止を行います。	① 財産調査件数 45,000件 (R2実績 41,279件) ② 差押件数 2,700件 (R2実績 819件) ③ 情報発信 ・SNS、チラシ等 140回 (R2実績 120回) ・SMS※1【新規】 6,000件	① 収納率総合順位 12位/23区
2 期限内納付のため、わかりやすい情報発信を推進します。	① 課税課と連携の上、特別徴収から普通徴収に切り替える納税者をはじめ、SNS等で期限内納付の案内を行います。 ② 納付を促進する効果的なチラシを活用するなど、期限内納付の定着を推進します。 ③ あだち広報に滞納整理の特集記事を掲載するほか、封書、文面等視覚に訴える取り組みを実施します。	※1 スマートフォン・携帯電話向けショートメッセージ、宛先を指定して案内が可能	② 現年課税分収納額 令和2年度比 2億8千万円増
3 区民の利便性向上のため、納付しやすい環境を整備します。	① 利用できる電子マネーを拡充し、従来のコンビニ納付等とともに、いつでもどこでも納付できるようにします。 ② 口座振替での納付申込み手続き簡略化のため、電子申請を導入します。 ③ 特別徴収について、eLTAXを通じた電子納入の更なる活用に向け、周知に取り組みます。	④ 複線型人事制度 税務徴収分野専門職員数 8名※2 (R3現在 2名、専門職員を希望する者 6名)	③ 滞納繰越分収納率 現状収納率 42.45%を維持
4 内部事務の効率化、人材の育成を図ります。	① 預貯金照会等のデジタル化を進めるなど内部事務の効率化を進め、現年滞納整理により力を注いでいきます ② 課税課との相互研修を充実させるとともに、複線型職員の育成を図ります。 ③ 1～2年目の職員を対象とした実践的研修を実施しスキルを習得するほか、先輩や専門員によるノウハウの継承の機会を確保し、風通しの良い職場環境作りとコミュニケーション能力の向上を図ります。	⑤ 新人職員の納付交渉 ・滞納整理達成度※3 80% ※2 令和6年度末までに ※3 全研修終了後、本人と上司にアンケートを実施	

滞納対策アクションプランの比較

参 考

第一次滞納対策アクションプラン

平成28年6月～令和元年5月

【課題】

- 1 肥大化した根雪の解消
- 2 適正所掌件数を上回った徴収環境
- 3 組織体制の見直しと職員のスキルアップ

【成果】

- 1 滞納繰越未済額の減少
H28年5月末 22億円 → R1年5月末 7億円
- 2 最下位からの脱却（H30年5月 21位）
- 3 国税OB10名を採用し徴収環境を改善、組織体制の見直しと職員のスキルアップを実現

第二次滞納対策アクションプラン

令和元年6月～令和4年5月

【課題】

- 1 現年課税分の収納率の低迷
- 2 求められる滞納繰越対策の充実
- 3 差押え等の実施と適正な執行停止・欠損の促進

【成果】（R3年5月末途中経過）

- 1 現年調定が伸びる中、未済額は減少
R1年5月末 調定額 438億8千万円 → R3年5月末 462億4千万円
未済額 9億2千万円 → 8億4千万円
- 2 滞納繰越未済額は既に目標額を大きく下回る
目標額 10億7千万円 → 5億円
- 3 コロナ禍の影響で総合順位は20位と伸びていないが、一定の成果を上げ合計収納率は目標達成
目標率 96.32% → 96.59%

【その他】

- ・ 令和2年4月に区民部に特別収納対策課を創設
- ・ 令和3年4月に納付案内センターの業務を特別収納対策課に移管

第三次滞納対策アクションプラン

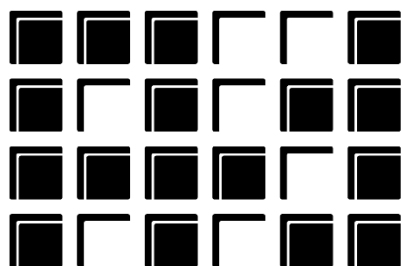
令和4年6月～令和7年5月

【課題】

- 1 滞納者を納税者に、納税は期限内に、滞納を許さない足立区
- 2 わかりやすい情報発信
- 3 納付しやすい環境整備
- 4 内部事務の効率化と人材の育成

【目標】

- 1 総合順位を12位まで引き上げます
- 2 現年分の収納額を2億8千万円増加させます
- 3 滞納繰越分の収納率（42.45％）は維持します



**知ると分かる。
すると変わる。**

SDGs MODEL ADACHI

あだちの特別区税 令和4年度実績概要

令和5年9月発行

発行：足立区

編集：足立区 区民部 課税課・納税課

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5111（代表）

ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>